

4月号

2023. Apr. vol.712

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

トラック広報



令和4年度 児童絵画コンクール受賞作品(太田 連さん 大阪教育大学付属天王寺小学校 4年生)

INDEX

特集記事

「それも不正改造ですよ」

第320回常任理事会・第233回理事会を開催

連載企画

2024年問題 くわが社の取組
No.1



令和4年度 児童絵画コンクール受賞作品(高田 恵生さん 幼保連携型認定こども園智鳥保育園 6歳)

記事

- 連載企画 2024年問題へ～わが社の取組～ No.1 … 1
- 第320回常任理事会・第233回理事会を開催 …… 5
- Monthly News 3月 …………… 14
- 令和5年度トラック関係施策に関する要望と結果について… 16
- 各社ドライバー教育にご活用ください
雨の降り始めの走行 …………… 20
- 特集記事 それも不正改造ですよ …………… 26
- 交通事故防止に関するトラックへのラッピングを実施 … 30
- 令和5年度「連載企画 2024年問題へ～わが社の取組～」
会員企業の皆様 取材への協力をお願いいたします … 31
- 2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
(Gマーク) の申請について…………… 裏表紙

お知らせ

- ・近畿運輸局関係人事異動 …………… 18
- ・事務局本部組織再編のお知らせ …………… 18
- ・大阪府からのお知らせ
自動車税(種別割)の納期限は5月31日です …… 19
- ・令和5年度 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー
～オンラインでの3ステップ解説～ …………… 22
- ◆近畿共済のページ…………… 23
- ◆大貨健保のページ…………… 24
- ◆大貨特退共のページ…………… 25
- ・一般診断の受診ができる 専用パソコン貸出のご案内… 27
- ◇近畿地区軽油価格調査集計表(2月分) …………… 28
- ◇軽油「元売別」購入価格表(2月度) …………… 28
- ◇軽油購入価格推移表(平均値) …………… 29
- ◇近畿の交通情報…………… 29
- ・連載 4コマ漫画
新米トラガール ひかりちゃん …………… 32
- ◇府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月) … 33
- ◇NA SVAだより…………… 33
- ◇お悔やみ申し上げます…………… 33

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標 事業用貨物自動車の交通事故発生状況
- ◇ 令和5年度 整備管理者選任「前」研修 開催のご案内
- ◇ 令和5年度「初任運転者特別講習」のご案内
- ◇ 令和5年度 高速道路・夜間における事故防止セミナーのご案内
- ◇ ヒューマンエラー防止による交差点事故防止セミナーのご案内
- ◇ 「適性(一般)診断」受診料助成について(ご案内)
- ◇ 自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について(ご案内)
- ◇ IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 血圧計導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 若手ドライバー確保のための運転免許取得助成制度について(ご案内)
- ◇ 令和5年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について(ご案内)
- ◇ 令和5年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成について(ご案内)
- ◇ 自動点呼機器導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)(再掲載)
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会～
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

別途同封物 17種

【お詫びと訂正】

令和4年度トラック広報3月号の5ページにおいて一部誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

誤「坂田 喜一 委員長」→ 正「坂田 喜信 委員長」

※令和4年度 児童絵画コンクール受賞者の年齢・学年は応募があった日のものです。

2024年問題へ

～わが社の取組～



株式会社交野運送（東北支部）

代表取締役：田崎 一人 氏

規制適用により交野運送さんに具体的にどのような影響がありますか？（年次有給休暇・時間外の割増賃金・時間外労働の年960時間の制限について）

年間5日間の年次有給休暇の付与については、年度初めに年間スケジュールを設定し、ドライバーが有給休暇の申請をしやすいように配慮しております。また、会社側からも積極的に有給休暇の取得を促すような声かけや働きかけを行っております。

時間外の割増賃金については、日頃からドライバー全員の日報やデジタコ等をチェックして、規制に引っかかりそうなドライバーを把握しています。労務時間等のデータをしっかりと取ることによって、お客様との交渉にも使うことが出来るので、配車係にも注視するようお願いしています。また、ドライバーの休日を増やしてあげたいですし、残業時間も減らしたいと考えているので、新たな人材は常に

確保できるよう、求人等には力を入れています。

960時間の規制については、運行状況や待機時間によっては、最大拘束時間の関係で中距離運行でさえ難しくなってくるので、そのあたりも踏まえてお客様と話をしていかななくてはならないと考えています。

2024年問題について現在、交野運送さんが行っている対策を教えてください。

様々な面でお客様と交渉を行い、対策を講じています。以前は下道を使用することが多かったのですが、現在は労働時間を減らさなくてはならないので、高速道路を使用することが増えました。それに合わせてお客様に高速代を請求することが増えました。最近契約した新たなお客様については契約時から高速代をもらえるようにしています。



株式会社交野運送

従業員数：63名

ドライバー数：53名（女性：4名）

車両台数：48台（2t車と4t車）

主な輸送品：食品、建築資材、設備機器等

輸送地域：近畿2府4県、中距離（中国地方から東海地方）

経営方針：90%以上のトラックがAT車で、他業種の方や未経験者の採用が多く、定着率も高い。荷主企業のほとんどが地元の企業で地域密着型の営業を行う。また、直接の荷主企業が多く、荷主企業と運送会社でお互いに協力し合える関係性を築くことにこだわっている。

「三方よし」の精神で、 食品～工業製品まで幅広く、 物流をトータルサポート



しかしながら、古くからお付き合いのあるお客様からは、高速代でさえ渋られることがございます。そのようなお客様に対しても毅然とした態度で粘り強い交渉を行っています。

他にも、一部のお客様では、手積み手卸しを廃止しパレット輸送に変更したことで労務時間の短縮につながりました。昔は手積み手卸し等の付帯業務も弊社側で行っていましたが、交渉を続けた結果、お客様側も運送業界の人手不足についてご理解をいただくことが出来ました。

また、配送コースの見直しを行い、2往復で11時間かかっていた配送を1往復のみにすることができ、結果的に3時間程度の労働時間の削減に成功しました。その際、お客様にも製造のタイミング等を調整していただけたので、感謝しています。お客様への働きかけを続けなければ、労働環境も改善しないですし、労働環境の改善がなければドライバーも続かないので、弊社では積極的にお客様へ働きかけを行うようにしています。

標準的な運賃については、告示されたタイミングからお客様にお知らせをしましりました。標準的な運賃を基に運賃交渉を行ってまいりましたが、全額収受には遠く、まだまだ厳しいのが現状です。ただ、待機した時間に関しては標準的な運賃の待機時間料を請求する等、少しずつですが、ご理解をいただけるようになりました。

荷主企業に求めることは何ですか？

トラック運送業界の労働環境についてもっと知って欲しいです。ドライバーが手積み手卸しすることが当たり前で、それが付帯作業とも思っていないお客様がまだいらっしゃるのが現状です。また、荷待ち時間についても、昔に比べると少なくなりましたが、完全になくなったわけではありません。特にお客様の営業所や倉庫では荷待ちがほとんど無くなっているのですが、現場や工場等、お客様の納品先で待たされることは多いです。このように弊社だけではどう頑張っても労働環境を改善できない点もございますので、お客様にトラック運送業界の現状を知っていただき、改善していくしかないと思います。そのためにも、困った時にはお互いに助け合えるような強力な協力関係を築くことが重要だと思います。逆に取引先の労働環境についてはこの次で、金銭面でしか動かないようなお客様とは勇気をもって、契約を解消することも一つの手段だと思います。弊社でも、何十年も付き合いのあったお客様と運賃交渉を行った際、全く応じていただけなかったので、一緒に仕事をする事は無くなりました。結局のところ、取引先の労働環境を軽視するお客様とは信頼関係を構築することが難しく、会社にとってもドライバーにとっても負担になってしまいます。

物流パートナーとして、 がっちりとタッグを組み問題を 解決します



また、お客様には使用者として、トラック運送業界の法律等の情報についてもっと知ってほしいと思います。私自身も運送業に関する法律改正等があれば、お客様に逐一報告するようにしているのですが、やはりまだ浸透はしていない印象がございます。荷主勧告制度や安全配慮義務等、お客様自身が知らなければお客様側が不利益を被る可能性もあるので、知らなくてはならない情報だと思っています。

交野運送さんが今後行っていくことを教えてください。

従業員が働きやすい環境作りをより進めていきたいと思っています。従業員を大切にしないと仕事を増やすことが出来ませんし、お客様に対してもより良い提案ができなくなります。お客様と弊社、お互いにメリットのある関係を築くためにも、従業員を大切にしたいと考えております。

また、2024年問題を解決するための一つは人材の確保だと思います。弊社では人材を確保するためにも地域密着という考えを大事にしています。弊社に入社してくる従業員はほとんどが地元の者ですし、昔から弊社のトラックを見て知っていたというドライバーがたくさんいます。昔から知っていることへの安心感というのものもあるかもしれま

せん。また、初心者や未経験者でも安心して入社していただけるよう、弊社ではAT車を数多く揃えております。さらに、近隣の教習所に協力していただいている初任ドライバー教育にもかなり力を入れています。人材の確保は2024年問題解決に直結してくると思うので、今後も力を入れて進めていきたいと考えております。

トラック運送業界全体として取り組むべきことがあれば教えてください。

難しいかもしれませんが、厳しい世の中を生き抜くためにもトラック運送業界全体で足並みを揃えるのが何より大事だと思います。現行運賃の下を潜って仕事をすれば簡単に売上を上げることが出来るかもしれませんが、そのようなことをしていると業界がじり貧になってしまいますので、運送会社同士はライバルかもしれませんが、トラック運送業界が一枚岩になって協力できるところは協力していくべきだと思います。また、運賃交渉等の成功事例等をどんどん発信して、お互いに刺激しあえれば良いなと思います。

現場の声

ドライバーさんに聞きました!!

株式会社 交野運送 後藤 真由美 さん



お名前、ドライバー歴を教えてください。

後藤真由美です。ドライバー歴は6か月です。

交野運送さんに入社されたきっかけを教えてください。

私がAT限定の免許証しか持っていないなか、交野運送では8割ぐらいがAT車のトラックを使用しており、私も活躍できると思い、入社を決めました。

普段どのようなトラックでどのような物を運ばれていますか？

2tの平車に乗っています。金網やアメニティ等様々なものを運んでいます。

主にどういった場所に配送されていますか？

大阪府下や近畿圏内です。

普段運転されていて気を付けていることはありますか？

とにかく事故を起こさないように気を付けています。

仕事での楽しみはありますか？

色々な場所に行き、景色の良い場所等で昼食を食べることが楽しみです。

やりがいや嬉しかったことを教えてください。

配送先のお客様にお礼を言っていたいたり、「頑張りや〜。」と励ましの言葉を言っていたら嬉しかったですね。

苦労されていることを教えてください。

道を覚えることが苦手です。

交野運送さんに入社して良かったところを教えてください。

皆さんすごく優しく、一言では言い切れないくらい沢山あります。

今後の目標を教えてください。

リフトの免許を取得することと、運行管理の資格を取得することです。

日常業務の内容（ある日の1日）

起床	6:00
入社	7:45
点検、乗務前点呼	8:00
出発	8:15
集荷や配送、輸送	9:00 ~ 12:00
休憩(昼食)	12:00 ~ 13:00
集荷や配送、輸送	13:00 ~ 16:00
帰社	16:00
乗務後点呼	16:15
退社	17:00

上司の方へのインタビュー

後藤さんのお仕事ぶりについて教えてください

積極性・協調性・責任感に優れており、職場の雰囲気作りに貢献しています。また運転手・構内作業・広報担当として活発に業務を遂行し、周りの同僚たちに元気を与えている存在です。

今後の後藤さんに期待することは？

仕事に対する意欲が十分にみなぎっているように感じるので、積極的に改善提案を行い自分の力を活かして今後とも活躍してほしいと思います。

プライベートについて

趣味、特技は何ですか？

料理が得意です。

学生時代、何か部活等はされていましたか？

水泳部やバレー部でした。

ストレス解消方法は何ですか？

子ども達を連れてドライブに行くことですね。

休日の過ごし方を教えてください。

子供が8人いるので、休日はお弁当を持って河川敷で朝から夕方まで思いっきり遊ぶことです！

第320回 常任理事会 第233回 理事会 を開催



令和5年度事業の主要課題(案)等を審議する「第320回常任理事会」、「第233回理事会」、および関係会議が3月8日、大阪市港区のアートホテル大阪ベイタワーで開催され、次の議題を審議し、いずれも原案どおり承認された。

第320回 常任理事会

<議案>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 第233回理事会への上程議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会について

新規会員として7社の入会と、25社の退会が承認された。

第233回 理事会

冒頭、滝口敬介 専務理事から定足数について委任状出席を含め、理事総数93名のうち62名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、中川才助 会長が開会の挨拶を述べた。その後、「標準的な運賃」の届出について、支部会員事業者の届出率が80%を超えた中央支部に、中川会長から支部長には感謝状を、事務長には表彰状が授与された後、中川会長が議長を務め、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認された。

<議案>

[報告事項]

- (1) 会員の入・退会について
- (2) 役員の退任について

[提案事項]

- (1) 令和5年度事業計画(案)について
- (2) 令和5年度会費の額および納入方法(案)について
- (3) 令和5年度各会計収支予算(案)について
- (4) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
- (5) 事務局組織規程の改訂(案)について
- (6) その他

◇役員の退任について

退任役員2名の報告が行われた。



挨拶をする
中川才助 会長

◇令和5年度事業計画(案)

<事業計画>

1. 適正化事業実行運営委員会

(1) 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の効果的な巡回指導を実施し、貨物自動車運送事業に係る関係法令の遵守等により事業の健全化を図り、改善に努める。

- ・巡回計画予定数 通常巡回1,660社
特別巡回40社

(2) 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

(3) 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適正で円滑な輸送サービスの向上に努める。

(4) 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

(5) 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取り組み

荷主等に運輸業界における現状の理解を得るため、セミナー等啓蒙活動を実施し、協力的体制の確立に努める。

(6) 実施機関の中立性確保

学識経験者をはじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性及び透明性の確保に努める。

(7) 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

2. 常任委員会並びに特別委員会

▽総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 交付金事業の資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (3) 協会組織・運営方策の改善対処
- (4) 協会事業の総合的な企画及び調整
- (5) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (6) 施設の運営管理対処
- (7) 人権問題に対する啓発対処
- (8) コンピュータ等の活用対処
- (9) 中央事業への出捐対処
- (10) SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた取り組みの宣言と周知啓発

▽労働安全委員会

- (1) 健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進
 - ② S A S (睡眠時無呼吸症候群)・脳疾患対策の推進
 - ③ 健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働対策事業の実施
 - ① 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
 - ② 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進
 - ③ 労働安全に関する関係機関からの情報の周知ならびに啓発

▽交通・環境対策委員会

- (1) 飲酒運転をはじめとする交通事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバー・コンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 環境・省エネ対策の推進
- (7) N G V等環境対応車の普及促進
- (8) 各種環境保全啓発活動の推進
- (9) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

▽経営改善委員会

(1) 中小企業経営基盤強化対策の推進

① 経営基盤強化対策

- ・「標準的な運賃」の普及促進と活用
- ・コストの見える化と適正な運賃・料金收受のための「原価計算セミナー」の開催及び経営分析報告書の活用ならびに経営診断事業の実施

② 後継者等人材育成事業の推進

- ・事業後継者育成事業の推進
- ・中小企業大学の受講促進

(2) 都市内物流の効率化対策

① 物流の効率化とWebKITの普及促進

(3) 情報化の推進

① 会員事業者への情報提供としての研修会の開催

(4) 引越関係講習会の開催

① 講習会の開催

(5) 近代化基金の融資対処

① 一般融資

② ポスト新長期等導入融資

▽広報委員会

(1) 協会機関誌「トラック広報」の発行ならびにホームページ等による情報提供の実施

(2) トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施

(3) 業界の人材不足の解消を目的とした業界のPR等の各種人材確保対策事業の実施

(4) SNSを活用した積極的な対外広報活動の実施

▽特別委員会

(1) 組織・財政等特別委員会

協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行なう。

3. 全ト協等との連携による事業の推進

(1) 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応

(2) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

(3) 荷主対策の深度化の推進

(4) 燃料高騰対策等の推進

(5) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応

(6) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

(7) 交通及び労災事故の防止対策の推進

(8) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすしい道路の実現

(9) 新技術を活用した物流DXの推進

(10) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(11) 環境・SDGs対策の推進

(12) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

(13) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

(14) パンデミックにおける適切な対応

(15) 大阪トラックステーションの管理運営対処

(16) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に係るインフラ等への対応

4. 部 会

現在設置している12部会（①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪ダンプカー部会 ⑫青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

(1) 輸送秩序確立対策

(2) 事故防止、環境対策

(3) 荷主懇談会の開催

(4) 部会活動の活性化と法令遵守

(5) その他各部会における諸課題への対応

5. 事 務 局

(1) 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。

(2) 事務の合理化、効率化及び諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。

(3) 事務所内のごみ減量化のため、3R（Reduce＝発生抑制・Reuse＝再使用・Recycle＝再生利用）の推進に努める。

6. 会議予定

- (1) 定時総会・・・6月に1回開催する。
- (2) 常任理事会及び理事会
- (3) 委員会及び部会
- (4) その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

<運輸事業振興助成交付金事業計画(案)>

政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業

- (1) 自動車事故対策機構等の活用
 - 交通事故の未然防止ならびに運行管理者の資質向上を図るため、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（一般診断）ならびに運行管理者基礎講習の受講料の一部を負担する。
- (2) ドライバーコンテストの開催等
 - プロ・ドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、知識・技能の向上を図るため、大阪府・大阪府警察本部・大阪運輸支局等の後援により大阪府大会を開催するとともに、全国大会に選手を派遣する。
- (3) 交通安全運動等の実施
 - 大阪府・大阪府警察本部等の関係行政機関と連携し春・秋の全国交通安全運動をはじめ各種キャンペーン等に参加協力する。
 - ドライブレコーダーをはじめ交通事故の防止に効果のある安全対策機器の購入に対し、その費用の一部を助成し普及促進に努めるとともに、ドライバー等が受講する各種安全教育・訓練等に対しても参加費用の一部を助成することにより資質の向上を図る。
 - 運転記録証明書の発行手数料の助成を行い、ドライバーの意識改革や管理業務の徹底を図る。
 - 貨物自動車運送事業者における法遵守の必要性ならびに交通安全知識の向上を図るため、運転者等に対する事故防止セミナーを開催するとともに、実践的対策として大阪府警察等との共催で子供・高齢者に対する交通安全教室等を実施する。
 - 勤務時間内の交通事故、いわゆる交通災害の発生を未然に防ぐため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と協調し推進する。
- (4) 健康相談事業
 - 睡眠時無呼吸症候群による交通事故を防止するため、スクリーニング検査費用の一部を助

成することにより受診を促進し、疾病の早期発見に努める。

また、勤務時間が不定期なことが多く、定期健康診断の受診が困難なドライバーが多いことから、受診しやすい日時・場所にて受診ができるよう、健康診断ならびに深夜業務従事者に対する健康診断を実施する。

- 国土交通省が平成30年2月に策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」に基づき、本年度も引き続き脳健診助成事業を実施する。

(5) 過積載防止活動の実施

- 過積載防止街頭PR活動ならびに過積載防止対策懇談会の活動を通じ、事業者のみならず荷主企業・府民に対し交通事故の原因となる過積載運行の防止を呼び掛け、その撲滅を図る。

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

(1) 中小企業経営基盤強化対策

- 令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」のさらなる普及を図るため、引き続き会員事業者の届出を促すとともに、荷主企業等へも「標準的な運賃」への理解と協力を求めていく。
- 平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法に基づき、国土交通省が策定した「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示すコストの見える化を進めるため、次の施策に取り組む。
 - ・会員事業者が自社の適正な原価を把握できるよう、原価計算に関するセミナーを開催する。
 - ・会員事業者が、業界の経営指標と自社のコストを比較し、実態を把握できるよう、公益社団法人全日本トラック協会が作成する「経営分析報告書」を印刷、配布する。また、経営改善のために外部の専門家による経営診断を希望する事業者に対しては、公益社団法人全日本トラック協会との連携の下、経営診断事業を推進する。
- 事業後継者等の人材育成を図るため、各支部による「支部後継者育成等経営基盤強化研修会」を開催するとともに、本部後継者育成事業として、公益社団法人全日本トラック協会

が開催する青年部会全国大会への参加助成を行なう。

- 会員各社の経営者や管理者の資質向上に資するため、中小企業大学の受講促進に努める。

(2) 都市内物流の効率化対策

- 2025年大阪・関西万博では、会期中だけでなく準備期間中にも工事車両と物流車両の輻輳が懸念されるため、必要に応じて夢洲地区周辺の調査等を行なう。

- 国土交通省策定の「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示す求荷求車システムの活用を促進するため、本年度も大阪府貨物運送協同組合連合会との連携のもと、WebKIT事業の円滑な運営と普及促進を図る。

(3) 情報化の推進

- 生産性向上対策、人材不足対策の一環として、中小企業の情報化に関するセミナーを開催し、業務の効率化を推進する。

(4) 引越関係講習会の開催

- 公益社団法人全日本トラック協会において、平成26年度より開始された引越事業者優良認定制度の資格要件の1つである引越講習を開催することで受講を促し、同講習会の拡充を図っていく。

政令第3号. 環境の保全に関する事業

(1) 自動車交通公害等環境問題対策

- NOx・PMの削減を目指し、排出量の少ない環境対応車（天然ガス車ならびにハイブリッド車）導入にかかる費用の一部を助成し、普及促進に努める。

- エコドライブに効果のあるEMS機器やアイドリングストップ機器ならびに低燃費タイヤの導入費用の一部を助成し、燃料消費を抑えた効率輸送の実践ならびにカーボンニュートラルの検討等のグリーンエコプロジェクトを促進する。

- トラックターミナル等の流通業務地区や港湾地区およびその周辺において、路上駐車による排気ガスやゴミの不法投棄等による環境問題に対処するため、啓発活動を実施する。また、路上駐車問題等の解消に向け、大阪府警本部と駐車対策連絡会議を開催し情報の共有

に努める。

(2) 環境に配慮した経営促進への助成

- 事業者が自主的・計画的に環境対策に取り組むよう、グリーン経営認証取得への助成を行なう。

政令第4号. 適正化に関する事業

(1) 安全運行パトロール事業

- 適正化事業実施機関の中立性・透明性を高めるため適正化事業実施機関評議委員会の活用を図るとともに、適正化事業を効果的に推進するため、他の事業との調整をはかりつつ、計画に基づき貨物自動車運送事業法第39条に定める事業を、積極的に推進する。

(2) 輸送サービスセンター事業

- 輸送サービスセンターを窓口として、一般利用者ならびに地域住民からの輸送に関する苦情・相談等に対処する。

(3) 啓発広報対策事業

- 貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上、良質な輸送サービスの提供に資するため、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進に努める。

(4) 輸送秩序確立対策事業

- 適正化事業指導員が事業所の巡回等を実施し、当該事業者に対して法違反行為に対する注意及び改善指導を行うとともに、各種違法行為を排除し、秩序確立に資するための啓発活動を実施する。

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

(1) 緊急輸送訓練活動

- 各支部の緊急輸送訓練の実施、ならびに行政機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに、業界内での緊急輸送体制の一層の充実を図る。

(2) 緊急輸送体制の整備

- 大規模災害発生時の緊急輸送活動等に迅速に対応するため、関係行政機関・トラック協会・事業者間の連絡体制の整備、強化、緊密化を図るとともに、ラスト・ワンマイル対策を兼ねた輸送訓練を実施する。

政令第8号. 中央出捐金支出

(1) 中央事業出捐

- 全国的規模の事業を実施、推進するため、公益社団法人全日本トラック協会へ交付金額の23.0%を出捐する。

政令第1～7号. 共通事業

(1) 広報事業

- 事業用トラックによる各種輸送サービスの向上に資するためトラック広報等の効果的活用と併せて、トラック運送事業への理解促進ならびに業界のイメージの向上を図るため「トラックの日」行事、「児童絵画コンクール」等の各種広報活動を積極的に推進する。
また、ドライバーの人材確保を目的とした運送事業者合同の就職説明会を開催する。

(2) 管理事業

- 令和5年度の交付金を効果的かつ円滑に運用するため、各事業の実施について適正な事務管理を行なうとともに、関係行政機関に対する承認申請等の諸手続きを行ない、交付金事業の円滑な推進に努める。
また、電算化システムの整備を図り、各事業推進のための情報管理、事務処理ならびに協会「ホームページ」運営等、コンピュータの有効活用に努める。

◇令和5年度会費の額および納入方法等について(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

《会費の額》

①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽車両割（1台1ヶ月当り）

【普通車（4トン以上、けん引車を含む）および小型車（積載量4トン未満）】

区 分	普通車	小型車
30台まで	420円	210円
31台～200台まで	410円	200円
201台～500台まで	400円	190円
501台以上	390円	180円

【被けん引車】

区分	ポ-ルトレーラ以外	ポ-ルトレーラ
30台まで	140円	110円
31台～200台まで	130円	100円
201台～500台まで	120円	90円
501台以上	110円	80円

②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽取扱専業者割（1会員1ヶ月当り）7,500円

《納入方法》

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

《入会金の額》

新規加入者1者につき50,000円

《納入方法》

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

(1) 4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した2期分（7月分～9月分）請求書を発行するものとする。

(2) 10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した4期分（1月分～3月分）請求書を発行するものとする。

注1. 1期分（4月分～6月分）請求書は、従来通り、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分（10月分～12月分）請求書は、従来通り、9月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和5年度 各会計収支予算(案)について

◆実施事業等会計収支予算書(案)

○令和5年度 実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業) 収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①交付金収入=586,332,000円 ②燃料高騰対策事業収入=0円 ③(公社)全ト協助成金収入=90,000,000円 ④特定資産運用収入=5,658,000円 ⑤雑収入=10,000円 ▼事業活動収入計=682,000,000円

2. 事業活動支出

①政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出=294,356,700円 ②政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業支出=15,090,000円 ③政令第3号. 環境の保全に関する事業支出=71,470,000円 ④政令第4号. 適正化に関する事業支出=170,340,000円 ⑤政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出=18,808,000円 ⑥政令第8号. 中央出捐金支出=134,856,000円 ⑦政令第1~7号. 共通事業支出=146,900,000円 ⑧利子補給事業支出=39,000,000円 ▼事業活動支出計=890,820,700円 ▽事業活動収支差額=-208,820,700円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入=515,622,700円 ②他会計からの繰入額=44,856,000円 ▼投資等活動収入計=560,478,700円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=335,000,000円 ▼投資等活動支出計=335,000,000円 ▽投資等活動収支差額=225,478,700円

≪Ⅲ 予備費=35,791,000円≫

▽当期収支差額=-19,133,000円

▽前期繰越収支差額=19,133,000円

▽次期繰越収支差額=0円

◆令和5年度 その他会計収支予算書(案)

○令和5年度 他 1. 会員関連事業(会員厚生事業) 収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=1,000円 ②会費収入=413,932,660円 ③入会金収入=0円 ④事業収入=4,000,000円 ⑤雑収入=75,000円 ▼事業活動収入計=418,008,660円

2. 事業活動支出

①事業費支出計=439,012,800円 ▽事業活動収支差額=-21,004,140円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

①記念式典費用引当特定資産取崩収入=20,000,000円 ②事業運営特定資産取崩収入=10,500,000円 ▼投資等活動収入計=30,500,000円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=20,000,000円 ②固定資産取得支出=12,000,000円 ③他会計への繰出金支出=44,856,000円 ④60周年記念式典費用支出=20,000,000円 ▼投資等活動支出計=96,856,000円 ▽投資等活動収支差額=-66,356,000円

≪Ⅲ 予備費支出=30,005,129円≫

▽当期収支差額=-117,365,269円

▽前期繰越収支差額=117,365,269円

▽次期繰越収支差額=0円

○令和5年度 他 1. 会員関連事業(信用保証事業) 収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入=651,000円 ②特定資産運用収入=70,000円 ③事業活動収入=883,000円 ④雑収入=2,000円 ▼事業活動収入計=1,606,000円

2. 事業活動支出

①事業費支出=14,489,900円 ▼事業活動支出計=14,489,900円 ▽事業活動収支差額=-12,883,900円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入計=160,000,000円

2. 投資等活動支出計=150,000,000円

▽投資等活動収支差額=10,000,000円

≪Ⅲ 予備費支出=11,361,592円≫

▽当期収支差額=-14,245,492円

▽前期繰越収支差額=14,245,492円

▽次期繰越収支差額=0円

○令和5年度 他2. 収益事業（総合会館運営事業）
収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入計=104,028,000円
2. 事業活動支出計=106,319,000円
▽事業活動収支差額=-2,291,000円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入計=45,000,000円
2. 投資等活動支出計=65,000,000円
▽投資等活動収支差額=-20,000,000円

≪Ⅲ 予備費支出=107,775,785円≫

- ▽当期収支差額=-130,066,785円
- ▽前期繰越収支差額=130,066,785円
- ▽次期繰越収支差額=0円

○令和5年度 他2. 収益事業(地区S C)収支予算書
(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入計=12,730,000円
2. 事業活動支出計=11,808,000円
▽事業活動収支差額=922,000円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入計=0円
2. 投資等活動支出計=1,500,000円
▽投資等活動収支差額=-1,500,000円

≪Ⅲ 予備費支出=3,338,074円≫

- ▽当期収支差額=-3,916,074円
- ▽前期繰越収支差額=3,916,074円
- ▽次期繰越収支差額=0円

○令和5年度 他3. 燃料高騰対策事業 収支予算書
(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入
①燃料高騰臨時対策収入=890,608,000円
▼事業活動収入計=890,608,000円
2. 事業活動支出
①事業費支出(エコタイヤ導入支援)=802,800,000円
②事業費支出(EVトラック導入支援)=87,808,000円
▼事業活動支出計=890,608,000円
▽事業活動収支差額=0円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入計=0円

2. 投資等活動支出計=0円
▽投資等活動収支差額=0円

≪Ⅲ 予備費支出=0円≫

- ▽当期収支差額=0円
- ▽前期繰越収支差額=0円
- ▽次期繰越収支差額=0円

◇令和5年度 法人会計収支予算書(案)

○令和5年度 法人会計収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入
①特定資産運用収入=1,000円
②会費収入=73,046,940円
③入会金収入=0円
④事業収入=940,000円
⑤雑収入=2,000円
⑥出向者受入収入=30,000,000円
⑦退職給付引当金戻入収入=0円
▼事業活動収入計=103,989,940円
2. 事業活動支出
①管理費支出=132,462,000円
▼事業活動支出計=132,462,000円
▽事業活動収支差額=-28,472,060円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入
①特定資産取崩収入=5,250,000円
▼投資等活動収入計=5,250,000円
2. 投資等活動支出
①特定資産取得支出=20,000,000円
②固定資産取得支出=6,250,000円
▼投資等活動支出計=26,250,000円
▽投資等活動収支差額=-21,000,000円

≪Ⅲ 予備費支出=59,461,630円≫

- ▽当期収支差額=-108,933,690円
- ▽前期繰越収支差額=108,933,690円
- ▽次期繰越収支差額=0円

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)

1. 取崩合計額=260,000,000円
<取崩額(案)内訳>
①令和4年度交付金事業負担=210,000,000円
②令和5年度利子補給充当額=50,000,000円
2. 取崩理由
①交付金事業費(実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業))の令和4年度

自社負担額に充当するため。

- ②基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る令和5年度利子補給事業等に充当するため。

3. 取崩期日

- ①令和4年度期中
- ②令和5年度期中

※但し、交付金事業費においては、期中における見込額である為、実際の決算額で取り崩しを行う都合上、差異が発生する場合がございます。

◇事務局組織規程の改訂(案)について

下図参照

第104回適正化事業実行運営委員会

<議題>

- (1)令和5年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について
- (2)令和5年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)について
- (3)その他

◇令和5年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第233回理事会の記事をご参照下さい。

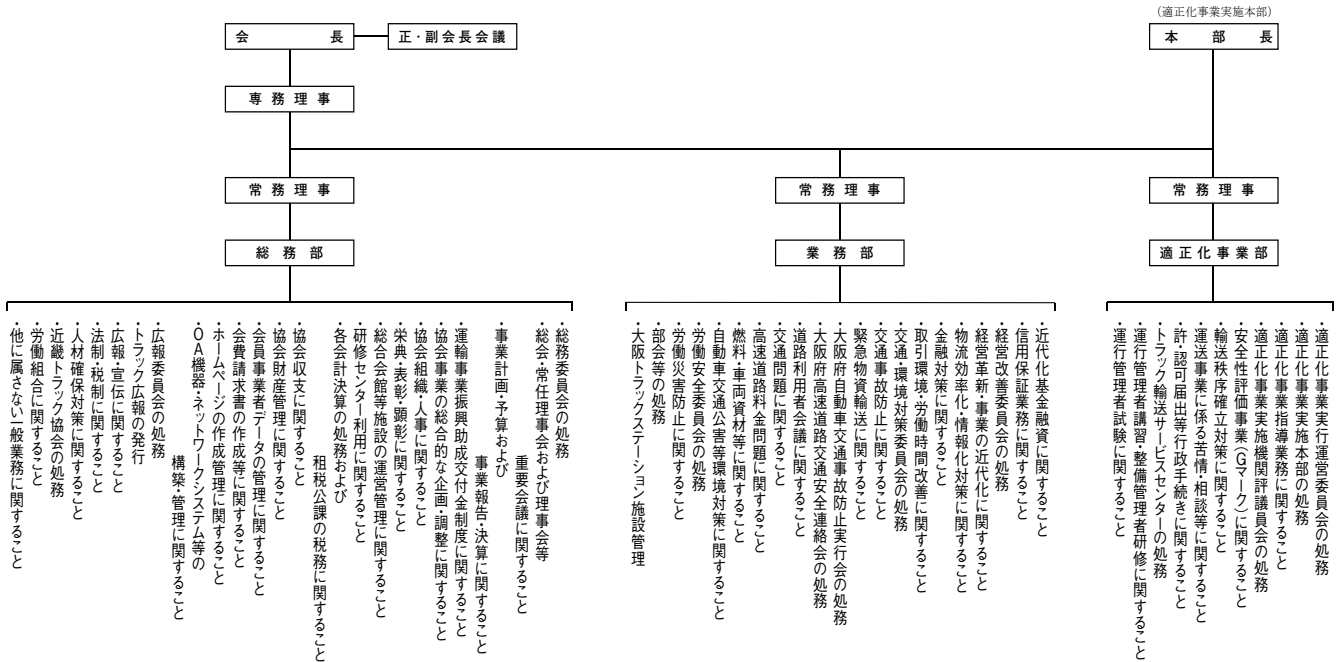
◇令和5年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 予算(案)

○政令第4号 適正化に関する事業

- ①安全運行パトロール=136,000,000円
- ②輸送サービスセンター運営費=23,040,000円
- ③啓発広報活動費=3,000,000円
- ④輸送秩序確立運動費=8,300,000円

▼合計=170,340,000円

本部事務局組織図(案)



Monthly News

3月

Mar 2023

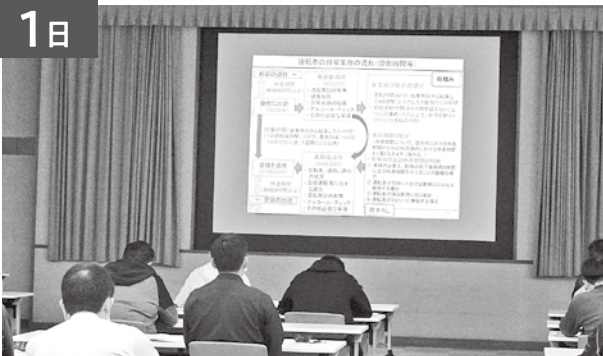
3日



トラックドライバーの仕事を知る！ ～女性ドライバーとの座談会～

ハローワーク枚方にてトラックドライバーの仕事を知る！～女性ドライバーとの座談会～を当協会との共催にて開催し、求職者等13名が参加した。セミナーでは当協会 滝口敬介 専務理事が講演を行った後、株式会社社交野運送の女性ドライバーが求職者との座談会に参加し、現場の生の声やドライバーの魅力を求職者の方へ伝えた。

1日



初任運転者特別講習

大阪府トラック総合会館にて初任運転者特別講習を開催、初任運転者等36名が参加した。本講習では初任運転者に対する特別な指導(座学15時間)のうち6時間分を独立行政法人 自動車事故対策機構の担当者等が行った。

9日・10日



運輸安全マネジメントセミナー (ガイドライン)

大阪府トラック総合会館にて運輸安全マネジメントセミナー(ガイドライン)を開催、2日間合計で会員事業者等110名が参加した。セミナーでは(公財)関西交通経済研究センターの担当者が、運輸安全マネジメントの取組について講義を行った。

2～3日



安全管理者選任時研修 (陸災防)

大阪府中央区の国民会館にて安全管理者選任時研修を開催、会員事業者のうち安全管理の職務に就く方等19名が参加した。研修では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 井内一成 氏より講義が行われた。

9日



海上コンテナ輸送の『標準的な運賃』 活用に関する説明会 (海上コンテナ部会)

大阪市住之江区のハイアットリージェンシー大阪にて海上コンテナ輸送の『標準的な運賃』活用に関する説明会を開催、荷主企業および当協会の海上コンテナ部会の会員等180名が参加した。説明会では近畿運輸局自動車交通部 貨物課長 金澤重之 氏より「2024年に向けた国の取り組みと運賃交渉について」をテーマに講義等が行われた。

10日



働き方改革セミナー

～改善基準告示改正を受けた取組みに向けて～

大阪市中央区のエル・おおさかにて働き方改革セミナー～改善基準告示改正を受けた取組みに向けて～を開催、会員事業者等65名が参加した。セミナーでは関西圏雇用労働相談センター相談員 村橋俊行氏より改善基準告示改正に向けての取組みについて講義を行った。

17日



事業継続力強化計画・自然災害BCPセミナー (鉄鋼部会)

大阪市中央区のエル・おおさかにて事業継続力強化計画・自然災害BCPセミナーを開催、当協会の鉄鋼部会員12名が参加した。経済産業省近畿経済産業局 今里浩一氏や大阪府商工労働部中小企業支援室 富田圭吾氏等より事業継続力強化計画等について講義が行われた。

15日・22日



小学校の新入生に交通安全啓発下敷きを贈呈 (第六支部)

当協会・第六支部は、福島警察署管内と此花警察署管内の小学校の新入生を対象に交通安全啓発の一環として下敷きを作成し配布した。配布に伴い贈呈式が行われ、15日は馬瀬光一 副支部長から福島区管内の小学校を代表し大開小学校の永原哲也 校長先生に下敷きを手渡され、22日には橋本充雄 支部長から此花区管内の小学校を代表し梅香小学校の岩崎 哲 校長先生に下敷きを手渡された。



運転は思いやりと気配りで

トラック関係施策に関する要望と結果について

トラック広報令和5年1月号にて、「令和5年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱(速報版)」ならびに、トラック関係「令和4年度補正予算・令和5年度予算案」についてご案内いたしましたが、このたび3月28日に令和5年度予算が国会で成立いたしましたので、「令和5年度トラック関係施策に関する要望と結果(最終版)」についてご案内いたします。

※令和5年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱の主な内容は次のとおり

令和5年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱の主な内容

要望事項	令和5年度税制改正大綱(令和4年12月23日閣議決定)の内容
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	・自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。また、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める」とされた。
(2) 自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。
2. 中小企業投資促進税制の延長	・適用期限が2年延長された。
3. 特例措置の延長	
(1) 自動車重量税のエコカー減税の延長	・現行措置を令和5年12月末まで維持することとされた。 ・その上で、令和6年1月からは、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長するとされた。
(2) 自動車税環境性能割特例措置の延長	・現行措置を令和5年12月末まで維持することとされた。 ・その上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直すこととされた。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とするとされた。
(3) ASV(先進安全自動車)特例措置の延長・拡充	・側方衝突警報装置を搭載したトラック等の取得に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を令和6年4月末まで延長するとされた。 ・また、特例措置の対象に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)が追加された。(自動車重量税:3年間、自動車税(環境性能割):2年間)。
(4) 自動車税のグリーン化特例の延長	・適用期限が3年延長された。
(5) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	・適用期限が2年延長された。
(6) 中小企業経営強化税制の延長	・適用期限が2年延長された。
(7) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)	・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が2年延長された。
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。

※令和5年度トラック関係施策に関する要望と令和4年度補正予算・令和5年度予算案の主な内容は次のとおり

令和5年度トラック関係施策に関する要望と令和4年度補正予算・令和5年度予算の内容

要望事項	令和4年度補正予算の内容
●道路関係要望事項	<p>令和4年度補正予算</p> <p>○令和4年度補正予算については、令和4年12月2日に成立した。</p> <p>(1)補助額35円、ガソリン基準価格168円で令和4年12月末まで延長されている燃料油価格激変緩和対策事業について、令和5年度前半にかけて存続することとされた。なお、令和5年1月以降は、補助額を緩やかに調整しつつ実施し、令和5年6月以降は補助を段階的に縮減する一方で、高騰リスクへの備えを強化するとされた。</p>
1. 高速道路料金等の引下げ	<p>(2)令和4年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした高速道路料金の大口・多頻度割引50%控について、令和5年度末(令和6年3月末)まで継続するための予算として、78億円が措置された。</p> <p>(3)災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を実施するための予算として、1730億円が措置された。</p>
2. 物流基盤の整備	<p>(4)事業用自動車における電動車の集中的導入支援の予算として、20.5億円が措置された。</p> <p>(5)物流GX、災害対策を推進するための予算として、12.7億円が措置された。</p> <p>(6)物流DX、標準化を推進するための予算として、2億円が措置された。</p> <p>(7)テールゲートリフター等の導入等支援のための予算として、2億円が措置された。</p>
3. その他諸施策の推進	<p>(8)自動車運送事業の各種申請手続きのオンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査の予算として、1億円が措置された。</p> <p>令和5年度予算</p> <p>○令和5年度予算については、令和5年3月28日に成立した。</p>
●予算・施策関係要望事項	<p>(○トラック運送事業関係)</p> <p>①働き方改革の推進(トラック運送業の実態把握、DXを通じた調査、ホワイト物流推進運動等)(0.87億円)</p> <p>②事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業(13.34億円の内数)</p> <p>③自動車運送事業の運行管理の高度化、健康起因事故防止対策の推進(4.39億円の内数)</p> <p>④モーダルシフト等推進事業(0.82億円の内数) ※令和4年度第2次補正予算0.06億円を含む</p>
1. 燃料価格高騰への支援	<p>⑤商用車の電動化促進事業(135.99億円の内数) <環境省・経済産業省連携事業></p> <p>⑥低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業(29.65億円) <環境省連携事業></p> <p>⑦環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(5億円) <環境省連携事業></p> <p>⑧トラック輸送における省エネルギー化推進事業、</p> <p>新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業(41.5億円) <経済産業省連携事業></p>
2. 働き方改革実現に向けた支援	<p>(○道路関係)</p> <p>①災害時における人流・物流の確保(6,648億円の内数) ※令和4年度第2次補正予算2,037億円を含む</p> <p>・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等</p> <p>②通学路等の交通安全対策の推進(2,729億円の内数) ※令和4年度第2次補正予算220億円を含む</p> <p>・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等</p>
3. 環境・交通安全対策に係る支援	<p>③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(3,783億円の内数) ※令和4年度第2次補正予算156億円を含む</p> <p>・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、</p> <p>ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車不足の解消 等</p> <p>④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(5,928億円の内数)</p> <p>※令和4年度第2次補正予算1,730億円を含む</p> <p>・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等</p>
4. 新型コロナウイルス感染症に係る支援	<p>(○厚生労働省関係)</p> <p>①働き方改革推進支援助成金(68億円)</p> <p>②業務改善助成金(10億円)</p> <p>③人材開発支援助成金(訓練関係)(658億円の内数)</p>
5. 施策要望	<p>④民間企業における女性活躍促進事業(2.3億円)</p> <p>⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース)(38.7億円)</p> <p>⑥自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業(2.6億円)</p>

近畿運輸局関係人事異動

- 令和5年4月1日付 -
(当協会関係一部抜粋)

近畿運輸局

役 職	新 任	旧 任
近畿運輸局自動車監査指導部長	戸田辰司	福田貢規
近畿運輸局自動車監査指導部次長	杉田 茂	小森成人
近畿運輸局自動車交通部貨物課長	酒井敏一	金澤重之

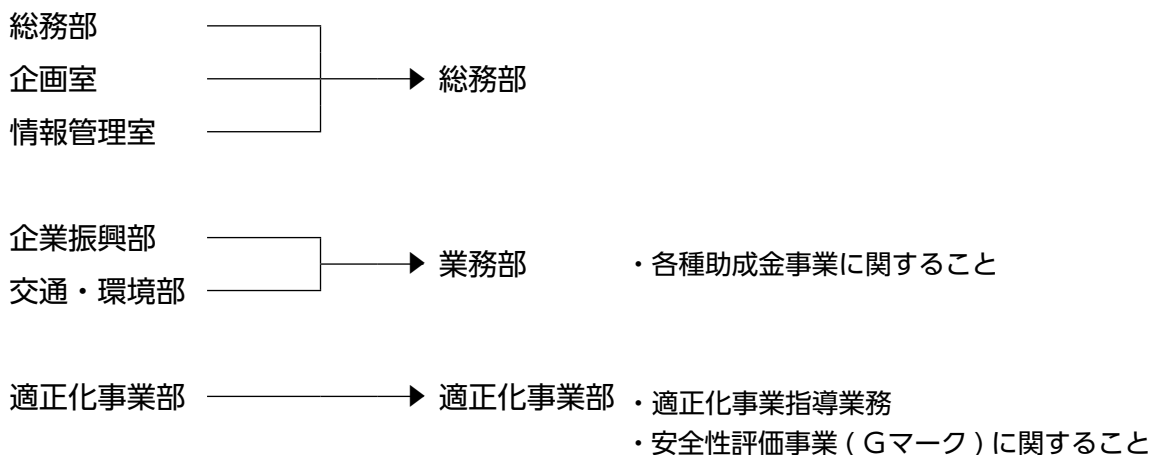
大阪運輸支局

役 職	新 任	旧 任
近畿運輸局大阪運輸支局長	稲沢文啓	田内文雄
近畿運輸局大阪運輸支局次長	辻 弘美	小山晋吾
近畿運輸局大阪運輸支局主席運輸企画専門官（輸送）	中村洋一	酒井敏一

お知らせ

事務局本部組織再編のお知らせ

大阪府トラック協会本部事務局の組織を再編いたしましたのでお知らせします。
各部署の業務の詳細については本誌13ページ本部事務局組織図をご覧ください。



大阪府からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は **▲ 5月31日(水) ▲** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター 0570-020156

一部のIP電話等でつながらない場合は 06-6776-7021 までお願いします。

- 受付時間 平日9:00~17:45
- このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円をご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
- お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。
- 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
- 大阪府以外のナンバープレートの個別の自動車については、該当の都道府県にお問合せください。
- 二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車等の定置場の所在地を管轄する市町村にお問合せください。



©2014
大阪府
もずゆん

自動車税 AI チャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットが24時間365日いつでもお答えします。
詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 自動車税\(種別割\)](#) [検索](#)

○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税(種別割)は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税(種別割)の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

○引越しの際には運輸支局での自動車の住所変更登録が必要です！

すぐに住所変更登録ができない場合は、[大阪府へ納税通知書等の送付先変更手続き\(住所変更届出\)](#)をお願いします。

[大阪府 自動車税 住所変更](#) [検索](#)

○自動車税(種別割)はキャッシュレスでも納付することができます！

自動車税(種別割)は、金融機関・コンビニエンスストア等での納付のほか、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付等も可能です。

詳しくは、府税のホームページ「[府税あらかと](#)」をご覧ください。

[府税あらかと](#) [検索](#)

○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※納付が困難である場合には納付を猶予する制度があります。

納付が困難な方は、お早めに管轄の各府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

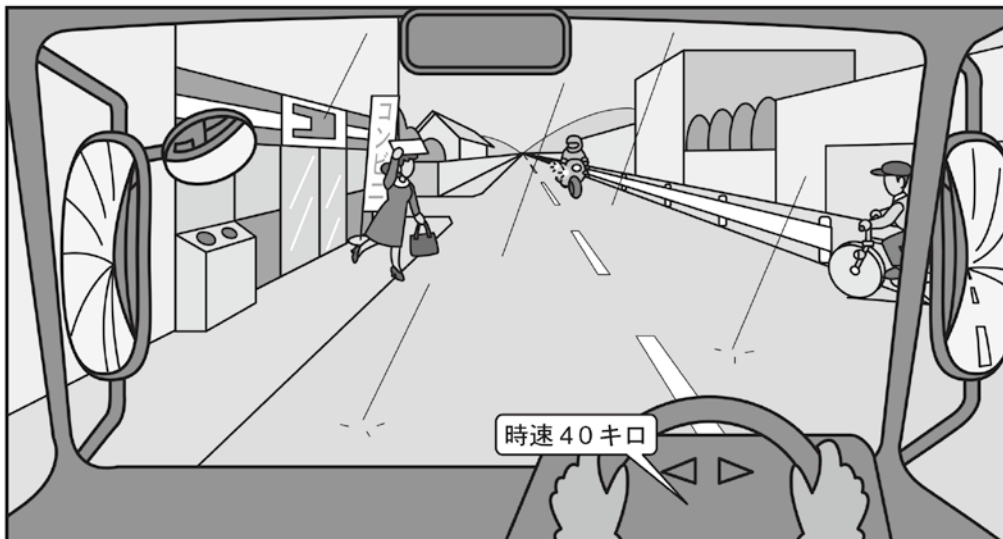
©大阪府財務部税務局徴税対策課

各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（引用：独立行政法人自動車事故対策機構 <https://www.nasva.go.jp/fusegu/kikentruck.html>）

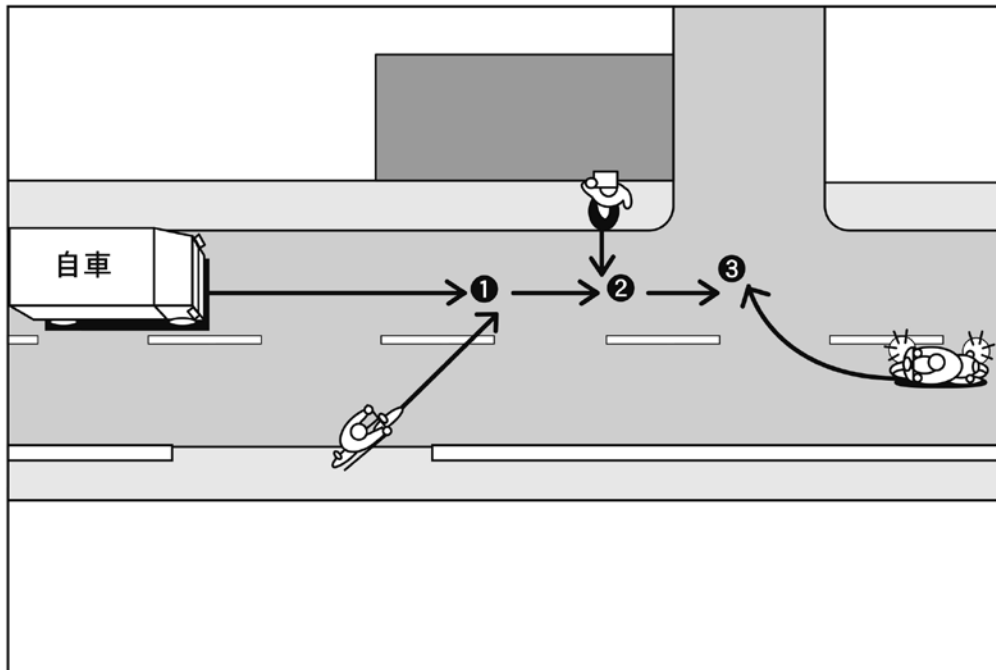
（トラック5）雨の降り始めの走行

交通場面の状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ・雨が降り始めた片側1車線の道路を走行している。 ・対向二輪車が右の合図を出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限速度：時速50キロ ・路面：湿潤 ・天候：雨 ・積載状況：1トン（2トン車） ・運転者：年齢28歳 ・運転経験：6年



どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

(トラック5) 雨の降り始めの走行



1. 主な危険要因の例

- ① 雨が降り始めたので、道路の右側にいる自転車があわてて道路を横断してくると衝突する危険がある。
- ② 道路の左側にいる歩行者も、雨が降り始めたので早く行こうと道路を横断してくるとはねる危険がある。
- ③ 右の合図を出している二輪車が右折をしてくると衝突する危険がある。

2. 安全運転の例

- ① 雨の降り始めは傘を持たない歩行者や自転車が、早く行こうとして安全を確認しないまま道路を横断してくることがあるので、歩行者や自転車の動向に十分注意する。
- ② 雨の降り始めは路面が滑りやすく停止距離が長くなるので、スピードを落とすとともに車間距離も乾燥した路面より長くとる。

3. 乗務員指導のポイント

- ① 次のような雨の降り始めの危険性について理解させる。
 - ・傘を持たない自転車や歩行者が、いきなり道路を横断するなど危険な行動をとりやすい。
 - ・雨の降り始めてからしばらくの間は、路面の塵や泥が路面に浮かんで油をまいたような状態となって滑りやすくなる。
 - ・視界が悪くなり危険の発見が遅れやすくなる。
- ② 雨の降り始めは上記のような危険があるため、雨が降り始めたらスピードを落とす、歩行者や自転車の動向に注意する、先行車がある場合は車間距離を十分とるなどの指導をする。

取り組み方がわからない！ここからどうすればいいの！ 事業者様のSAS対策をわかりやすく解説

(公社) 全日本トラック協会 主催

令和5年度

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～

睡眠時無呼吸症候群(SAS)を治療せずに放置すると、

- 重大事に繋がる
- 脳・心臓疾患などの重篤な病気を招く

等のおそれがあり、ドライバーの安全と健康の両面に重大な影響を及ぼします。



令和4年4月、国交省の「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正において、SASが疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、疾病名の報告が求められるようになりました。本セミナーでは、まずSASを正しく理解して、対策を始めていただくためのステップ1から、対策の実効に繋がる運用面を解説したステップ3までを、事業者事例を紹介しながら段階的に解説します。

	STEP 1 これから始める SAS対策	STEP 2 医療機関の かかり方から 治療まで	STEP 3 効果的な SAS対策の 進め方
前期	5月17日(水)	7月12日(水)	9月13日(水)
後期	11月15日(水)	令和6年 1月24日(水)	令和6年 3月13日(水)

- ※ 各ステップの内容に応じた「取り組みレベル」は、全ト協ホームページをご確認ください。
- ※ STEP1～3を順番に受講いただくことをお勧めしますが、ご都合に応じて希望するステップのみの受講も可能です。なお、STEP1～3すべて受講する場合でも、各日程ごとに申し込み登録をお願いします。

時 間：14:00～15:00 (13:30ログイン開始)
場 所：ZOOMを利用したLiveオンラインセミナー
定 員：各100名 定員になり次第締め切らせていただきます
申込方法：全ト協ホームページよりお申込みください
申込締切：開催日2日前まで



※なお、本セミナーは、Gマーク(安全性評価事業)申請の対象セミナーではありません。



...講師...

NPO法人
ヘルスケア
ネットワーク
副理事長
作本 貞子氏

国土交通省「SAS対策マニュアル改訂版」(2015年8月)執筆、自動車事故対策機構「運行管理者一般講習用テキスト27,29年版」(健康管理部分)執筆等

大ト協 助成金対象 SASスクリーニング検査は

大阪府トラック総合会館 3階

全ト協 SAS対策事業指定機関/大ト協 SAS検査受託機関

NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)へ



〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

TEL: 06-6965-3666

URL: <https://www.ochis-net.jp>

FAX: 06-6965-5261

E-mail: sas@ochis-net.com

SAS検査は
Gマーク加点
対象です



ヘルスケアネットワーク

検索



近畿共済

ファースト
ステージ

令和5年度

自動車共済 新規獲得 推進キャンペーン

令和5年4/1_土…→ 令和5年9/30_土

入賞
条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ
表彰及び副賞を贈呈

- A 新規契約事業者数部門
- B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

選べるギフト進呈

ご契約についてのお問い合わせやご相談は下記までお電話ください。

営業部 営業課	〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2	TEL.06(6965)2824
河北事務所	〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)	TEL.06(6381)6544
泉州事務所	〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルタスセンタービル3階)	TEL.072(231)9781
奈良事務所	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館内)	TEL.0743(59)1701
和歌山事務所	〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)	TEL.073(403)6486
滋賀事務所	〒520-3047 栗東市手原3-1-25(栗東市商工会館内)	TEL.077(502)0210
京都事務所	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)	TEL.075(671)1894
キンコウセーフティ(株)【代理店】	〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2	TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyoo.jp>



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合営業課 06-6965-2824

被扶養者現況報告書のご提出 ありがとうございました

皆様のご協力により、令和4年度の被扶養者現況確認が終了しました。

現況確認は、ご家族の方が健康保険の被扶養者としての基準を満たしているかを再確認するもので、厚生労働省より毎年実施することが義務付けられています。

皆さんからいただいた保険料を適正に使用するためにも必要なことですので、今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

被扶養者に該当しなくなった時には 届け出が必要です！

「被扶養者(異動)届」をご提出ください。
その際、必ず健康保険証の返却をお願いします。

例えば・・・



就職したとき

就職先で健康保険に加入した場合、大貨健保の被扶養者ではなくなります。

年間収入が130万円以上になるとき

パートなどの収入が年間130万円以上になる場合は、被扶養者に該当しなくなります。

※ 収入には非課税交通費も含まれます。

60歳以上、または障害者の方は、年収が「180万円以上」となります。



扶養の認定などについては、適用係 ☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社に、委託割合に応じた運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更されることがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は令和5年3月現在のものです。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

それも不正改造ですよ

過積載等を目的とした不正改造や過度な装飾、速度抑制装置の解除、不正軽油の使用等は道路交通の秩序を乱し、交通事故を誘発するだけでなく、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっております。

そのような中、3月15日には千葉県で、ダンプカーに保安基準に適合しない高さ約1メートルの鉄板（あおり）を取りつけ、規定より多く積載できるよう不正に改造したとして自動車整備業の検査員等が書類送検される等、悪質な事業者は後を絶ちません。

このような状況に鑑み、全日本トラック協会および大阪府トラック協会では、年間を通じて「不正改造車排除運動」を実施しております。

意外としてしまっている不正改造がないかセルフチェックをしましょう！

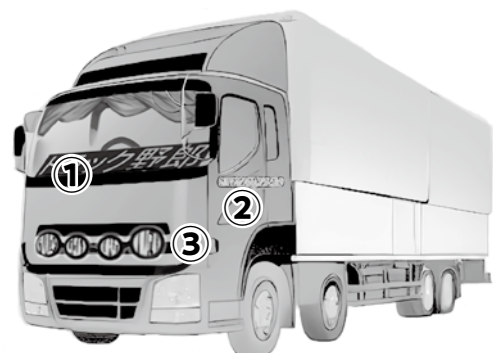
トラックの不正改造の主な例

- ・ 前面ガラスへの着色フィルムなどの貼り付け（可視光線透過率 70% 未満のもの）
- ・ 巻き込み防止装置の取り外し
- ・ スピードリミッターの解除及び取り外し
- ・ 不正軽油の使用タイヤおよびホイールの車体外へのはみだし
- ・ マフラーの切断取り外し
- ・ 黒煙汚染度が基準内であること
（燃料噴射ポンプを調節するなどして、基準値以上の黒煙を出すことは禁止）
- ・ 突入防止装置の取り外し
- ・ 荷台の一部を高くする等の改造

意外な不正改造

これも不正改造です！！

- ① 前面ガラスへの装飾板等の装着
- ② 安全確認用窓を物等で塞いで見えなくすること
- ③ 前部霧灯を同時に3個以上点灯すること
- ④ スマホホルダー等を前面ガラスに着けることも禁止です



一般診断の受診ができる 専用パソコン貸出のご案内

※G マークの申請には特定の運転者以外にも一般診断を受診させることで加
点対象となっています。(加点の条件は下記のとおりです)

令和5年度の申請をお考えの皆様

- ①過去1年以内において、「適性診断（一般診断）」の受診人数が、全ての選任運転者数の3割以上であること。
- ②過去3年間において、全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定の運転者に対する診断）」のいずれかをもれなく受診していること。

どうぞ
お早めに

申請日が近づくと機器のレンタル依頼が集中します、
早めに余裕を持ってご依頼頂きますようお願いいたします。

◎かかる費用

- ・診断受診料（一般診断 [2,400円/1人]）
（大阪府トラック協会 交付金対象）
- ・機器貸出料（レンタル料 [1,100円/1日]）
（大阪府トラック協会 交付金対象外）

問合せ先

（独）自動車事故対策機構
大阪主管支所
☎06-6942-2804

◎お支払い方法

- ・後納（当機構の指定口座へお振込み頂きます）
（機器返却後、受診人数・レンタル日数に応じた金額を計算し請求書をお送りします。）

◎機器の貸出、返却方法

- ・ナスバ大阪主管支所までお越し頂きます。
（貸出時に設置と使用方法を説明させていただきます。）
- ※来所が難しい場合には郵送での貸出、返却も可能です。
発送時は着払い、返送時を元払いでの配送です。

※注意事項※

一般診断のみ受診可能です。
（カウンセリングが必要な初任診断
や適齢診断は受診頂けません。）

◎ネットワーク接続

- ・ネットワーク設定済みのWi-Fi機器を一緒にお貸しいたします。
（面倒なネットワーク設定を行う必要はありません。）

◎診断結果のお渡し

- ・診断結果はすべてナスバで印刷し手渡し又は郵送いたします。
（プリンタの接続や面倒な設定を行う必要はありません。）

近畿地区軽油価格調査集計表(2023年2月分)

全ト協調べ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.85	108.76	119.41

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	123.70	109.84	119.17
出光昭和シェル		108.58	120.15
キグナス		108.40	
コスモ	106.40	108.00	118.40
その他	127.40	109.05	119.58

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	125.20	109.26	120.55
30～50キロリットル未満	114.40	107.50	108.92
50～100キロリットル未満		107.40	116.50
100キロリットル以上		106.98	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	118.20	109.58	118.00
30～60日未満	125.73	108.19	119.54
60日以上		111.83	

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2022年10月	125.23	110.28	116.33
2022年11月	122.47	109.97	120.43
2022年12月	128.32	110.71	121.19
2023年1月	123.27	109.84	120.35
2023年2月	123.85	108.76	119.41

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

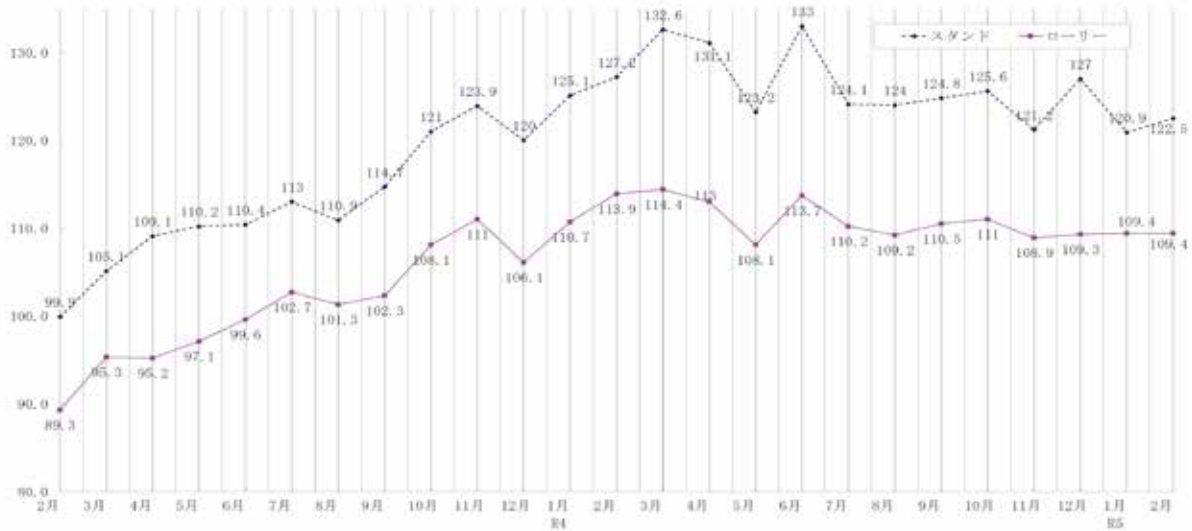
(2023年2月度)

大ト協調べ

※消費税抜き価格です

項目 元売別	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	124.7	112.3	110.0	106.5
出光	119.5	113.0	112.1	106.1
昭和シェル	115.4	111.5	108.0	108.0
モービル				
エッソ			108.9	105.7
ゼネラル			113.0	113.0
キグナス				
コスモ	121.6	115.1	107.0	105.0
その他	120.0	108.0	107.9	106.5
全社	(加重平均値)122.5	(最低価格)108.0	(加重平均値)109.4	(最低価格)105.0

軽油購入価格推移表 (平均値)



近畿の交通情報

▶ 5月19日～6月7日

阪神高速3号神戸線（京橋～摩耶）終日通行止め

▶ 実施中（令和6年秋頃まで）

阪神高速16号大阪港線（天保山方面）阿波座付近終日1車線規制

▶ 実施中（終了未定）

関西国際空港連絡橋（りんくうJCT～関西国際空港IC上下線）車線規制

▶ 4月10日～15日、17日～22日

新名神高速道路等（四日市JCT～草津JCT）昼夜連続・車線規制、夜間通行止めおよび夜間IC閉鎖

▶ 実施中（令和7年3月末頃まで）

阪神高速14号松原線（喜連瓜破～三宅JCT）終日通行止め

▶ 実施中（令和6年上半期頃まで）

中国自動車道（吹田JCT～神戸JCT）車線規制

※ その他の道路規制や最新情報は当協会HPの道路規制情報をご覧ください



交通事故防止に関する トラックへのラッピングを実施

当協会は2月から3月にかけて、交通事故防止に関するトラックへのラッピングを実施した。

本事業は交通事故防止活動の一環として実施しており、株式会社中原運輸、山藤運送株式会社、株式会社KTL、株式会社オークラロジ、株式会社田島運輸、ひかり物流株式会社、和泉運輸株式会社、南開物流株式会社の合計8社19台のトラックに交通事故防止を啓発するラッピングを施した。ラッピングされたトラックは令和6年3月まで日本全国を走行する。



ラッピングを行う

株式会社オークラロジさんのトラック

完成した
株式会社田島運輸さん、
ひかり物流株式会社さんの
ラッピングトラック



令和5年度

連載企画『2024年問題へ～わが社の取組～』

会員事業者の皆様 取材への協力をお願いいたします

当協会では業界の魅力を発信するツールでもある機関誌トラック広報にて、「活躍する！若きエッセンシャルワーカー～トラボーイ&トラガール～」等、毎年度さまざまな特集を企画してまいりました。令和5年度ではトラック運送事業者にとって悩みの種となっている2024年問題に関する各社の取組について取材を行い、トラック広報へ掲載することによって好事例を共有し、トラック運送業界全体で問題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてお申込みいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。（ご応募いただきました事業者様には事務局よりお電話させていただきます）

【募集する内容】

2024年問題に対し、すでに取組を始めている事業者に対し、荷主との交渉方法や労働環境の改善方法等について取材を行います。

また可能であれば、ドライバーの方にも現場の声としてショートインタビューを行いたいと考えております。

※トラック運送業界のPRの充実を目的に、動画によるメッセージ、会社紹介、業務風景等も撮影させていただき、大阪府トラック協会のYouTube、Instagram、Twitter、TikTokに掲載させていただきたいと思っております。

記

(一社)大阪府トラック協会 総務部 宛
FAX：06-6965-4034

貴社名 _____ 所属支部 _____ 支部

担当者名 _____ 電話番号 _____

【お問い合わせ先】TEL：06-6965-4001 (一社)大阪府トラック協会 総務部

新米トラガール ひかりちゃん

作/たあちゃん



2024年問題＝働き方改革関連法完全施行に向けての対応進んでいますでしょうか？

2024年4月1日より960時間の残業上限規制が開始されます。より効率的な配車の検討を実施する必要がある中、トラックドライバーの人材確保は永遠の命題になっています。

荷主企業や元請企業の適正運賃支払いが不十分な中、なかなか人材確保ができない運送企業も多いことでしょう。そこで第二の人生を歩む定年退職した高齢ドライバーや子育て中の女性ドライバーの確保に向けた取り組みが効果的だと思います。定年退職後の高齢ドライバーも健康年齢の上昇に伴いまだまだ現役で仕事のできる人材がいます。そして、最近のEC配送需要の高まりにより、カゴ車を利用し、腕力を必要としない配送業務の増加により、力の弱い高齢ドライバーや女性ドライバーにも働きやすい環境が一部の配送分野では進んでいます。

これまでの配送業務の常識にとらわれることなく、こうした新たな配送分野の生産性向上が見込める配送業務への移管も検討してみてもいいのではないでしょうか。

X-Y-Z パートナークリエイト。特定社労士 戸川一秋

大阪府トラック協会

SNS 更新中!!



Twitter



Instagram

YouTube
YouTube

OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

TikTok
TikTok

ぜひ、チェック&フォロー
お願いします🙏



府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	1	0	0	3
一般	増車	(3)446	(5)439	(4)577	(18)712	(21)735	(20)949
	減車	421	427	530	693	754	907
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(3)446	(5)439	(4)577	(18)712	(21)735	(20)949
	減車	421	427	531	693	754	910

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※ () 新規許可 タクデリ:0件(0台)

◎運行管理者等指導講習業務

(令和5年2月末現在)

年月	区分	一般講習			基礎講習		特別講習		
		開催回数	受講者数と区分		開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	
			運行管理者	補助者等					計
令和5年2月		9	121	24	145	0	0	1	15
令和4年度累計		58	1,928	444	2,372	5	489	4	64

◎適性診断業務

(令和5年2月末現在)

年月	区分	受診者数						合計
		任意		義務				
		一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和5年2月		588	1	285	44	9	0	927
令和4年度累計		8,497	5	3,290	610	112	4	12,518

NASVAだより

お悔やみ申し上げます

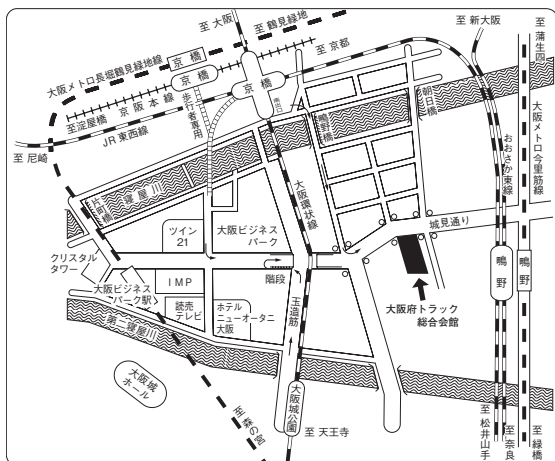
生陽運輸(株) (羽曳野市古市6ノ16ノ5=東大阪支部) 社長 北野奈良文殿、1月21日死去、75歳。葬儀は1月23日羽曳野市西浦6ノ2ノ35のあすかホールにて家族葬にて執り行われた。

大和建设(株) (岸和田市尾生町523ノ2=泉州支部) 社長 ご尊父 久禮重一殿、3月10日死去、87歳。葬儀は3月14日午前11時から岸和田市小松里町2576のシティホール岸和田にて執り行われた。

(株)KAGA (高槻市寿町3ノ38ノ17=河北支部) 社長 ご尊父 清水建三殿、2月25日死去、83歳。葬儀は午後1時半から高槻市安満御所の町4ノ1の高槻市立葬祭センターにて執り行われた。



大阪府トラック総合会館



●交通のご案内●

- JR大阪環状線.....
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線.....
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線.....
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線.....「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線.....
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線.....
「鳴野」徒歩約15分

2023
年度

貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク) の申請について

1. 申請書類の公開（2023年5月中旬以降）

- ①申請案内 → (公社)全日本トラック協会ホームページ
- ②申請書・自認書 → Web申請システム
- ③申請案内(冊子)及び手書き申請書類も同時期に公表・配布
⇒頒布場所は(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部まで
※申請案内の公表・配布について早まる場合もあります。

2. 申請方法

郵送申請のみ

- ・資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便(信書用宅配便)など荷物追跡が可能な方法で発送してください。
- ・申請書1枚目の「①申請者 控」を郵送で返却希望の場合は返信用封筒(長形3号)に84円切手を貼り、返送先をご記入の上、申請書類に同梱してください。

3. 申請料

- ①Web申請書作成システムで作成した申請書による申請は無料。
- ②手書き申請書での申請は1,000円(消費税込み)

4. 受付期間

2023年7月1日(土)～7月14日(金) ※土、日は除く。

※7月14日(金) 必着

5. 申請先およびお問い合わせ先

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部

電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

6. その他

変更点や詳細については、申請案内をご確認ください。

また、①申請案内・変更点の説明動画、②Web申請の説明動画(YouTube)が5月下旬ごろに(公社)全日本トラック協会のホームページで配信される予定です。併せてご参照ください。


※申請期間中は電話が大変混雑するため、申請書類のチェック、
お問い合わせについては、6月中にお願い致します。

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介



トラ坊

大阪府内の小学生からトラックドライバーの
皆さまへ直筆メッセージ 

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>

トラック広報 2023年4月号(通巻712号)
令和5年4月15日発行(毎月1回15日発行)

いつもありがとうございます。
これからもがんばって下さい。

(小学4年生・男の子)

4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

5月11日(木)▶5月20日(土)

令和5年 春の

全国交通安全運動

美扇



書道家
青柳美扇さん

スローガン
なれた街 いつもの道でも みぎひだり

大阪重点

二輪車の交通事故防止

全国重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

大阪府交通対策協議会YouTubeチャンネル▶

大阪 交通対策 チャンネル

検索



大阪府交通対策協議会

誰がいまが安心して通行できる交通環境をみんなで作ります。

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	2,000	1,892	1,677	1,879	1,916
死者数	21	20	17	22	15
負傷者数	2,514	2,321	1,970	2,207	2,258

● 各年の2月末までの確定値

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	262	278	239	240	250
死者数	2	3	2	1	5
負傷者数	310	329	276	274	288

● 各年の2月中の確定値

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	137	151	122	115	127
死者数	2	3	1	1	0
負傷者数	158	185	138	134	154

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

各 位

大ト協第5号

令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会

会長 中川才助

「適性（一般）診断」受診料助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、令和5年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断(一般診断)を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・堺自動車教習所
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社
- ・近鉄自動車学校

3. 助成額

受診者1名あたり2,400円（税込み）

4. 助成期間

令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）

5. 申込方法

各実施機関専用申込書で受診することにより、当日受診料を支払う必要はありません。(後納扱いとなり、大阪府トラック協会に対し一括請求されます。)

●独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。

②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)

③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口へ提出して下さい。

※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター

●大阪都島自動車学校 ●堺自動車教習所 ●大阪香里自動車教習所

●エムケー物流株式会社 ●近鉄自動車学校

①各実施機関へ電話、FAX、ホームページのいずれかにて受診の申込を行ってください。

②トラック協会各支部にて各実施機関専用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センターを除く。)

③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を各実施機関の窓口へ提出して下さい。(受診当日までに必要事項を記入してください。)

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

○ 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL. (06) 6942-2804

○ ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター

TEL. (06) 6613-1800

○ 大阪都島自動車学校

TEL. (06) 6922-1200

○ 堺自動車教習所

TEL. (072) 242-8070

○ 大阪香里自動車教習所

TEL. (072) 831-0668

○ エムケー物流株式会社

TEL. (072) 882-0070

○ 近鉄自動車学校

TEL. (072) 331-2424

通 報

大ト協第10号
令和5年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中 川 才 助

自動車安全運転センターが交付する 「運転記録証明書」発行手数料の助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、令和5年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 670円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

令和5年4月3日（月）～令和5年6月30日（金）

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※（一社）大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください。

※申請書は **（一社）大阪府トラック協会の印字された用紙**が有効となります。

※年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。

5. その他

個人情報の保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

<助成に関するお問い合わせ先>

（一社）大阪府トラック協会 業務部
TEL.（06）6965－4036

<発行・申請等に関するお問い合わせ先>

〒571－0033
門真市一番町23－16（大阪府警察本部門真運転免許試験場内）
自動車安全運転センター大阪府事務所
TEL.（06）6909－5821

通 報

大ト協第11号
令和5年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川才助

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の従業員に「**2. 助成対象機関**」において「**運行管理者・基礎講習**」を受講させた場合に限る。

2. 助成対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所 (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社 (6) 大阪日野自動車株式会社
- (7) 近鉄自動車学校 (8) サントリーロジスティクス株式会社
- (9) 八尾自動車教習所

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

- (1) ●独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)

令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

- (2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター
●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社
●近鉄自動車学校 ●サントリーロジスティクス株式会社
●八尾自動車教習所

令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

※上記期間中に基礎講習を受講したもの。

5. 申請方法

- 独立行政法人自動車事故対策機構の場合(滋賀県を除く、近畿各支所)
- ① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書(様式1)
※10名以上受講の場合は、様式2も使用してください
 - ② 基礎講習修了書(写) **※手帳の写しは不可。**
 - ③ 領収証(写) **※余白等に受講者名をご記入ください**
- ・受講当日は、1名あたり受講料8,900円が必要となります。
- ・受講後上記書類を「6.申請先」に郵送にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。

- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社
●近鉄自動車学校 ●サントリーロジスティクス株式会社
●八尾自動車教習所

- ・上記各機関の場合、受講当日は、1名あたり受講料の1/2の金額(4,450円)で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先(郵送先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
一般社団法人 大阪府トラック協会 業務部
TEL:(06)6965-4036

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。**ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますよう、よろしく願います。**

8. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受講についても助成対象といたします。**ただし、「1.助成対象」に該当するものに限り。**

9. 受講に関する問い合わせ先

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL : (06) 6942-2804
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
TEL : (06) 6613-1800
- (3) 大阪香里自動車教習所 TEL : (072) 831-0668
- (4) 大阪都島自動車学校 TEL : (06) 6922-1200
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社 TEL : (06) 6458-3012
- (6) 大阪日野自動車株式会社 TEL : (06) 6474-1856
- (7) 近鉄自動車学校 TEL : (072) 331-2424
- (8) サントリーロジスティクス株式会社
TEL : (072) 244-7361
- (9) 八尾自動車教習所 TEL : (072) 999-1234



所属支部 _____ 支部 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和5年度 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、
下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ 4,450円 × _____ 名分)

※金額訂正は不可

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別（当座・普通） 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和 4年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
2		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
3		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
4		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
5		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
6		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
7		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
8		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
9		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日
10		(所在地 市)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 基礎講習修了書 (写)

② 領収証 (写) ※余白等に受講者名を記入ください。

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

(様式 2)

受講者一覧 (様式1の続き)

※11名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

通 報

会 員 殿

大ト協第12号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール 検知器の導入促進助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会ではIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 募集期間 **令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）**

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 **保有する車両1台あたり1機器、上限を20,000円とする。**

(購入価格の1/2で、最大20,000円)

3. 助成対象

全ト協の交付要件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器（別表）で、**令和5年4月1日以降**に、新たに導入した機器とする。
- ②導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない**。
- ③国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。
- ④大阪府下の事業所で、**安全性優良事業（Gマーク）認定事業所であること**。

4. 助成申請方法

希望者（事業者）は携帯型アルコール検知器購入後に、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

- (1)【様式1】令和5年度 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器助成金交付申請書兼誓約書

【様式2】導入内訳書

- (2)請求書（写）

- ・請求書には携帯型アルコール検知器の商品名・単価・個数が明記されていること。

- (3)領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和5年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和6年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

- (4)安全性優良事業所（Gマーク）認定書（写）

- ・有効期限にご注意ください。
- ・申請する事業所ごとに添付してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので再度申請用紙を用意してください。

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ電話番号(06)6965-4036

○認定機器一覧(令和4年11月1日現在)

メーカー名	装置名称	型式
インフォセンス	デジタルアルコールチェッカー FUGOsmartBt	FALC-31
	アルコール検査器 ソシアック・ネオ	SC-502
コア	フーゴスマートBT	FALC-31
サンコーテクノ	アルコガーディアン モバイル TR-1	TR-1
	アルコガーディアン モバイル TR-1	TR-2
タニタ	アルプロ	FC-1000
		FC-1000D
		FC-1008D
		FC-1200
		FC-1200F
中央自動車工業	抗菌仕様 日本国産電気化学式アル コール検知器 ソシアック・ネオ	SC-502
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200
	電気化学式アルコール検知器 (Bluetooth内蔵)	AC-015BT
東洋マーク製作所		AC-018
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv
トリプルアイズ	AIZE Breath ハンディタイプ	MT-AL01BT
フィガロ技研	デジタルアルコールチェッカー フーゴプロ	FALC-11T

捨印

【様式1】

令和 年 月 日

支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

令和5年度 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する 携帯型アルコール検知器助成金交付申請書兼誓約書

弊社導入の携帯型アルコール検知器について、下記のとおり助成金の交付申請をいたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 （ _____ 台分）

（※助成単価は、機器費用（税抜き）の1/2、かつ20,000円を超えないこと）

（※様式2の助成金合計額①と同額とする）

2. 助成金振込先口座

金融機関名

支店名

口座種別（当座・普通）

口座番号

フリガナ
口座名義

＜ 必要書類 ＞

①様式2 導入内訳書

②請求書（写） ※取得価格のわかるもの

③領収証（写） ※振込明細書等（写）も可

※但し、支払元・振込先・金額が明記されていること

④Gマーク認定書の写し ※複数事業所分申請する場合は、複数事業所分

※有効期限にご注意ください

◆ 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください ◆

【様式2】

IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼を使用した携帯型アルコール検知器の導入内訳書

年 月 日

申請事業者名:

No.	事業所名	Gマーク 認定証番号	区分	導入装置		台数 (台)	購入価格	助成額(購入価格の 1/2で上限20,000)	助成額小計 (助成額×台数)	導入年月	購入先 (販売会社)
				②メーカー名	③型式						
例	大阪営業所	XXXXXXXX(Y)	IT	インフォセンス	FALC-31	5	000,000円	△△,△△△円	□△△,△△△円	令和X年X月XX日	○×工業
1			IT	(型 式)			円	円	円		
2			IT	(型 式)			円	円	円		
3			IT	(型 式)			円	円	円		
4			IT	(型 式)			円	円	円		
5			IT	(型 式)			円	円	円		
6			IT	(型 式)			円	円	円		
7			IT	(型 式)			円	円	円		
8			IT	(型 式)			円	円	円		
9			IT	(型 式)			円	円	円		
助成金額合計①									円		

※記入の間違いがあつた際は、修正液を使わずに、二重線で修正してください

※申請は大阪府下の営業所に限ります(他府県の営業所で申請する場合は、該当府県のトラック協会にお問い合わせください)

通 報

会 員 殿

大ト協第13号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

血圧計導入促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、健康起因事故や過労死の原因のひとつである脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が原因とされており、その予防には血圧の測定による疾患の早期発見と、日常の血圧測定による自己管理の徹底を図ることを業務の仕組みの中に取り込むことが重要です。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、全ト協では助成対象とする血圧計を購入した際に、一部費用を助成する制度を実施いたしております。

つきましては、下記要領をご参照のうえご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間 令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 血圧計本体取得価格(税抜)の1/2、上限5万円

3. 助成要件 ○令和5年4月1日(土)以降に購入・支払ったもの

○中小企業者で、大阪府下の事業所で購入したもの

※中小企業者とは、以下のいずれかとします

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人

・常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

○国や他の団体等から補助金が交付された機器については助成いたしません

4. 対象機器 次頁「血圧計導入促進助成対象機器一覧」参照

5. 申込方法 購入後、(様式1)「血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」と次頁必要書類を添えて申請を行ってください。

6. 必要書類

① 請求書 (写)

② 領収証 (写)、または割賦販売契約書 (写)

※ 振込明細書等 (写) も可 (但し、支払元・振込先・金額が明記されていること)

※ 領収証、振込明細書等 (写) は、切り貼りや修正があるものは認められません。

7. その他

・記入の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

・申請前に、各社にて申請書類のコピーをお取りください。

(助成金申請先【郵送先】ならびにお問合せ先)
 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
 (一社)大阪府トラック協会 業務部
 TEL : (06) 6965-4036

血圧計導入促進助成対象機器一覧 (令和5年4月1日現在)

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティング ジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i 2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC 05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

捨印

(様式 1)

令和 年 月 日
_____ 支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 _____
住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
FAX 番号 _____
担当者名 _____

※貴社印 (丸印) を押印してください

令和5年度 血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書

当社におきまして血圧計を導入いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。
なお、機器の導入に対して国等の補助金交付申請を行わない (行っていない) こと、ならびに
中小企業者であることを、誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ _____ 円 × _____ 台)

※金額訂正は不可

(※助成単価は、取得価格 (税抜) の1/2、かつ上限50,000円)

2. 導 入 機 種 _____

3. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別 (当座・普通) _____

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

< 必要書類 >

1. 請求書 (写)
2. 領収証 (写)、割賦販売契約書 (写)

- 誓約書 (内にチェック (レ) を入れてください)
- 国等の補助金交付申請を行わない (行っていない)
- 資本金の額または出資の総額が3億円以下、または個人である
- 従業員の数が300人以下である

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください◆

通 報

会 員 殿

大ト協第14号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

若手ドライバー確保のための運転免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね34歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用に加え、令和4年5月13日に施行されました「受験資格特例教習」の受講費を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間 令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 特例教習の受講 : 100,000円を上限
準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む） : 40,000円を上限
5トン限定準中型免許の限定解除 : 25,000円を上限

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は300,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ①当該**会員**事業者が、**令和4年(2022年)4月1日以降**に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、**平成元年(1989年)6月2日以降生まれ**であること。
- ③当該運転者が、**令和4年(2022年)4月1日以降に公安委員会指定**自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること**。
- ④当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業者^に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和4年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法

希望者(事業者)は**受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除後**に、「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」とともに、下記の

①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ②従業員として雇用していることを確認するもの
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③特例教習受講修了の書類または運転免許証の写し
(**限定解除は両面**をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの (いずれかで可)
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛
お問い合わせ先 (06) 6965-4036

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成 申請書

トトラック協会会長 殿		申請年月日		年	月	日	
事業者名	印	法人番号					
支店名・営業所名							
会社所在地	〒 ー						
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()			
申請責任者	役職	氏名					
特 準 中 教 習 免 許 取 得 者 ま た は	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳	
	採用年月日	年	月	日			
	受講・取得内容 (いずれかに○)	(1)特例教習の受講 (2)①準中取得 (2)②5トン限定解除					
特例教習受講もしくは 準中型免許取得 (限定解除)年月日	年	月	日				
指定教習所等名称							
受講・取得費用	円						
助成金申請額	円						
振込先 金融機関	金融機関名	銀行					支店
	ふりがな 口座名義						
	口座番号	普通・当座					
添付書類	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し・その他:)						

※ 下記の同意内容を確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。

- 上記受講者・免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。(各ト協の助成制度は除く)

通 報

各 位

大ト協 第15号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

令和5年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付となりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-1 2 4-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：26,400円、準中型：23,100円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：13,200円、準中型：11,550円）となります。

※ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

7. 研修受講予約以降の流れ

① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。

予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL (072) 227-6620

FAX (072) 221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。（令和6年2月29日（木）締め切り）

※提出先【郵送先】

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

一般社団法人大阪府トラック協会 業務部

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL (06) 6965-4036

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1
電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴラリージェンシー側)を出てください
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日		令和		年		月		日		
事業者名		Ⓜ										
支店名・営業所名												
会社所在地		〒 ー										
電話・FAX番号		電話 ()				FAX ()						
申請責任者		役職		氏名								
教習車 (選択するものに○)		中型(5.5t) ・ 準中型(2t)										
研修受講者	ふりがな											
	氏名											
	緊急連絡先 (携帯電話等)											
	受講希望日		令和 年 月 日() 午前・午後 : ~ :									
	現有免許 (いずれかに○)		普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型				
注意事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください 2. 運転に適した服装でお越しください 3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります) 4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。 また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。 5. その他 										

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。



(様式 1)

所属支部 _____ 支部
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____
住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和5年度 初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (中型 @13,200 円× _____ 名分)
(準中型 @11,550 円× _____ 名分)

※金額訂正は不可

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座・普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和4年 4月 1日 (中型・準中型)
1		(所在地)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (中型・準中型)
2		(所在地)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (中型・準中型)
3		(所在地)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (中型・準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 修了証 (写) ② 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

通 報

各 位

大ト協第16号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川才助

令和5年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証定制度（運転者職場環境良好認証制度）」の新規取得および同位認証継続の手数料にかかる費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付と致しますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたします。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象

令和4年4月1日(金)～令和6年2月29日(木)に大阪府下の営業所において、新規取得の場合は初回登録または同位認証継続取得の場合は更新登録を受けたもの。

※申請できるのは1社1営業所のみです

3. 助成額

- ・新規取得 … 30,000円
- ・同位認証継続… 20,000円

4. 助成申請必要書類

- ① 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書
- ② 働きやすい職場認証登録証（写）
- ③ 審査・登録に係る領収証（写）※振込明細書等（写）も可

5. その他

- ・記入の訂正は、修正液等を使用せず二重線で消して書き直してください。
※金額訂正は不可となりますので、書き間違えた場合は再度新しい用紙を使用してください。
- ・申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

(助成金申請先「郵送先」ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部

TEL:(06)6965-4036

(働きやすい職場認証制度に関するお問合せ先)

一般財団法人日本海事協会 交通物流部

TEL:(03)5226-2412

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書

_____トラック協会会長 殿		申請年月日		年	月	日
事業者名	印	法人 番号				
支店名・営業所名						
会社所在地	〒 _____					
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()		
申請責任者	役職	氏名				
認証取得の種類 (いずれかに○)	新規認証取得 ・ 同位認証継続					
認証取得(継続)手続き後の 認証段階 (いずれかに○)	一つ星 ・ 二つ星					
登録番号						
認証登録日	年 月 日					
審査料・登録費用の合計	円					
助成金申請額	円					
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 支店				
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通 ・ 当座				
添付書類	1. 働きやすい職場認証登録証の写し 2. 審査・登録に係る領収証の写し又は支払いを証する書類					

通 報

会 員 殿

大ト協 第17号
令和5年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

自動点呼機器導入促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼機器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 募集期間 **令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)**
※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 **1事業者あたり1台、上限を100,000円とする。**
(契約期間中のサービス利用料を含む)

3. 助成対象

全ト協の交付用件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限りです。

①助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器(別表)で、**令和5年4月1日以降**に、新たに導入した機器とする。

②導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない。**

③国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

④中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。

(中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)

4. 助成申請方法

希望者(事業者)は点呼支援機器等導入後に、「**自動点呼機器導入促進助成事業 助成申請書**」とともに、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

(1)取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

(2)サービス利用申込書(又はシステム使用申込書)の写し

(表紙のみ、利用規約以降は省略可)

(3)管理NOが記載された書類の写し((2)に記載されている場合は、不要)

(4)運輸局に提出した「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し(受理印の押されたもの)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ電話番号(06)6965-4036

○認定機器一覧(令和5年3月23日現在)

メーカー名	自動点呼機器の名称	認定日
(株)ナブアシスト	点呼+(プラス) ロボット版	2022年12月13日
	AI 点呼システム (TNK-NASYS / TNK-DASYS)	2023年2月7日
(株)NPシステム開発	点呼+(プラス) デスクトップ版	2023年1月24日
(株)アネストシステム	BusinessSupportSystem (BSS) 自動点呼機能	2023年3月23日
(株)ウィズ	タブレット自動点呼「kenco (ケンコ)」	2023年3月23日

※随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表

【運行管理高度化検討会のページ】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

※また、対象機器につきましては、随時追加される可能性がございますので大ト協ホームページをご確認下さい。(<https://www.truck.or.jp/>)

自動点呼機器導入促進助成事業 助成申請書

大阪府 _____ トラック協会会長 殿

※ 下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック(☑)をご記入ください。(チェックがないと受付不可)

本助成事業の申請にあたり、国及び地方自治体を実施する助成制度等の申請・受領はしていません。

申請年月日		令和 年 月 日									
事業者名		印									
支店名・営業所名											
会社所在地		〒 —									
電話・FAX番号		電話 ()					FAX ()				
申請責任者		役職					氏名				
自動点呼機器	機器の名称	○メーカー名：									
		○機器名称：									
	(※)管理NO (シリアルナンバー)										
	契約日もしくは利用開始日	令和 年 月 日									
取扱店											
導入費用		円									
助成金申請額		円									
振込先 金融機関		金融機関名			銀行				支店		
		ふりがな 口座名義									
		口座番号			普通・当座						
添付書類		1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. 契約書もしくはサービス利用申込書等の写し 3. 管理NOが記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要) 4. 国土交通省に届出をして受理された「乗務後点呼の届出実施にかかる届出書」の写し(受領印を確認)									

※契約書もしくはサービス利用申込書等に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。

陸災防通報

陸災防大第58号
令和5年3月

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」
安全教育講習会の開催について（ご案内）

大阪労働局を中心に各災防団体等が協力して、ゼロ災・大阪「リスク“ゼロ”大阪推進運動」を展開するなど、懸命の取り組みをおこなったにもかかわらず、依然として「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ巻き込まれ」など従来の労働災害が70%を占め、後を絶たない状況にあり、その多くは配送先で発生しています。

当支部では、労働災害を未然に防止するため車両系荷役運搬機械等の作業指揮者ならびに積卸し作業指揮者に対して、労働安全衛生規則第151条の4（作業指揮者）及び第151条の70（積卸し）の規定に基づく講習会を下記により開催いたします。

つきましては、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講につきまして特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 1日目：令和5年5月22日（月） 10:00～16:30
2日目：令和5年5月23日（火） 10:00～16:30
（受付時間：22、23日共に9時半より開始致します。）
※2日間で合計10時間の講習になります。
2. 場 所 公益社団法人 国民會館大阪城ビル12階「武藤記念大ホール」
住所 大阪市中央区大手前2丁目1番2号※別図参照
※会場には駐車設備がありません。当日は公共交通機関等をご利用のうえ、お越してください。
3. 共 催 一般社団法人 大阪府トラック協会
4. 講習内容 (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」
(2) 「荷役運搬機械等による作業」
(3) 「人力による積卸し作業」
(4) 「災害事例等」
(5) 「関係法令」
講 師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏
5. 受講料 ・陸災防会員 無 料
・非 会 員 15,000円（税込）
6. 修了証 この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・早退・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。
※なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 定員 80名(定員に達し次第、締切りとします)

9. 申し込み方法

下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、**5月15日(月)までに**当支部あてに**FAX(06-6965-1903)**でお申込み下さい。⇒「受講申込書」受領後、貴社担当者宛てに受講票をFAXにて送付しますので、受講時にご持参ください。

10. 本講習に関するお問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6965-4035

**「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」
安全教育講習会 受講申込書 (5/22-23 開催)**

事業者名 _____ Tel _____ Fax _____

下記のとおり受講申し込みを致します 担当者名 _____

※ 尚、3名以上受講される場合には、この用紙をコピーしてお申込みください。

氏 名	役 職 名	分会(大ト協支部)名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※非会員の方には、後日請求書、並びに受講票をお送り致しますので、請求書の送り先のご住所・宛名をご記入ください。

<ご住所・宛名>

〒 _____

※ 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差し上げます。

※ 講習会当日は、マスク着用のご協力をお願い致します。
また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、何卒ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。



公益社団法人国民會館
 〒 540-0008 大阪市中央区大手前2-1-2 國民會館大阪城ビル12階
 電話: 06-6941-2433
 Email : info@kokuminkaikan.jp

- 【交通】 ○地下鉄天満橋駅3番出口から谷町1丁目交差点東(大阪城方面)へ徒歩3分
- 京阪電車天満橋駅14番出口から谷町筋を南へ3分、谷町1丁目交差点東へ3分
- 市営谷町駐車場(谷町2丁目)から谷町筋を北へ、谷町1丁目交差点東へ徒歩5分
 (年中無休、211台収容、平日300円/30分上限1400円、土日祝100円/20分上限900円)
 ※駐車料金が改訂される場合がございますので都度ご確認ください。

令和3年6月1日

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内

～ 衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会 ～

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の活動に対し格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、令和4年（2022年）の職場における熱中症による死傷者数（令和5年1月13日速報値）は805人、死亡者数は28人であり、運送業においても126名の死傷者が発生しております。例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから標記講習会を開催することといたしましたので、衛生管理者・安全衛生推進者及び労務管理担当者の皆様におかれましては、是非、ご参加下さいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和5年6月14日（水） 14:00～16:00（13:30より受付）
2. 場 所 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
「大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室」
※会場の駐車設備は矮小のため、当日は公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。
3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター
4. 受講料 無 料

5. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員、産業保健
センター所長、医学博士、労働衛生コンサルタント）

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全・衛生管理士 井内 一成 氏

6. 申し込み要領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月31日（水）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- お申込みいただいた方には、FAXにて「受講票」を送付いたしますので、当日、ご持参いただきますようお願いいたします。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

7. 問い合わせ・連絡先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

TEL：06-6965-4035 FAX：06-6965-1903

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書（6/14開催）

事業者名 _____

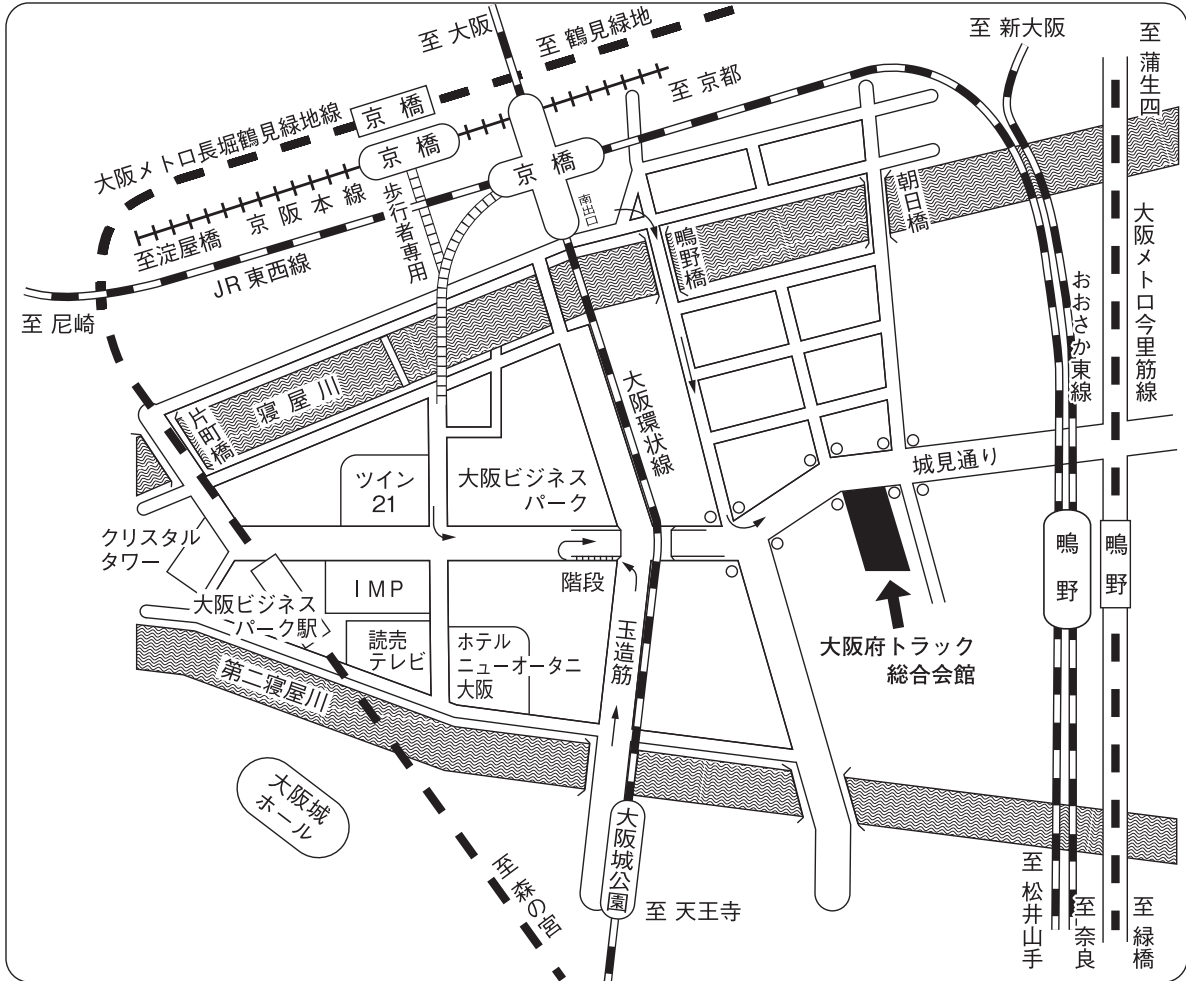
電話番号 _____

担当者 _____

FAX番号 _____

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

大阪府トラック総合会館



- JR 大阪環状線 「京橋」南出口徒歩約 10 分・
「大阪城公園」徒歩約 10 分
- JR 東西線 「京橋」南出口徒歩約 10 分・
「鳴野」徒歩約 15 分
- JR おおさか東線 「鳴野」徒歩約 15 分
- 京阪本線 「京橋」徒歩約 15 分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 「大阪ビジネスパーク」徒歩約 10 分・
「京橋」徒歩約 20 分
- 大阪メトロ今里筋線 「鳴野」徒歩約 15 分

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、事業者は「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

また、事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年6月22日(木) 13:30～17:00 (13:00より受付開始)

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

※ 会場の駐車設備は矮小の為、当日は公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 受講対象者 交通労働災害防止担当管理者及びその補助者等

(運行管理者資格者または運行管理者基礎講習を受講された方)

5. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止担当管理者の役割等
- (2) 交通労働災害防止のための管理の進め方
- (3) 教育及び運転者認定制度
- (4) 健康管理
- (5) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

6. 受講料 ・陸災防会員 無 料
・非 会 員 13,000円(税込)

7. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

※但し、補助者の方で運行管理者基礎講習未受講の方は交付できません。

8. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。また、受講料の返金等もいたしません。

※非会員は、改めてお申し込みいただき、全科目を受講して頂くこととなりますので、
ご注意ください。

9. 申し込み方法

- 定員 50 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、6月9日（金）
までに当支部あてに FAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講申込書受領後、担当者宛、受講票を FAX にて送付いたしますので、受講時にご持参いただきますようお願いいたします。
- 業務の都合等で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

10. 本講習に関するお問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

電 話 06-6965-4035 F A X 06-6965-1903

交通労働災害防止担当管理者教育講習会（6/22 開催） 受講申込書

事業者名 _____ 電 話 _____

担当者名 _____ F A X _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	※運行管理者資格者証番号 または 基礎講習修了証明番号	分会名 (大ト協支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

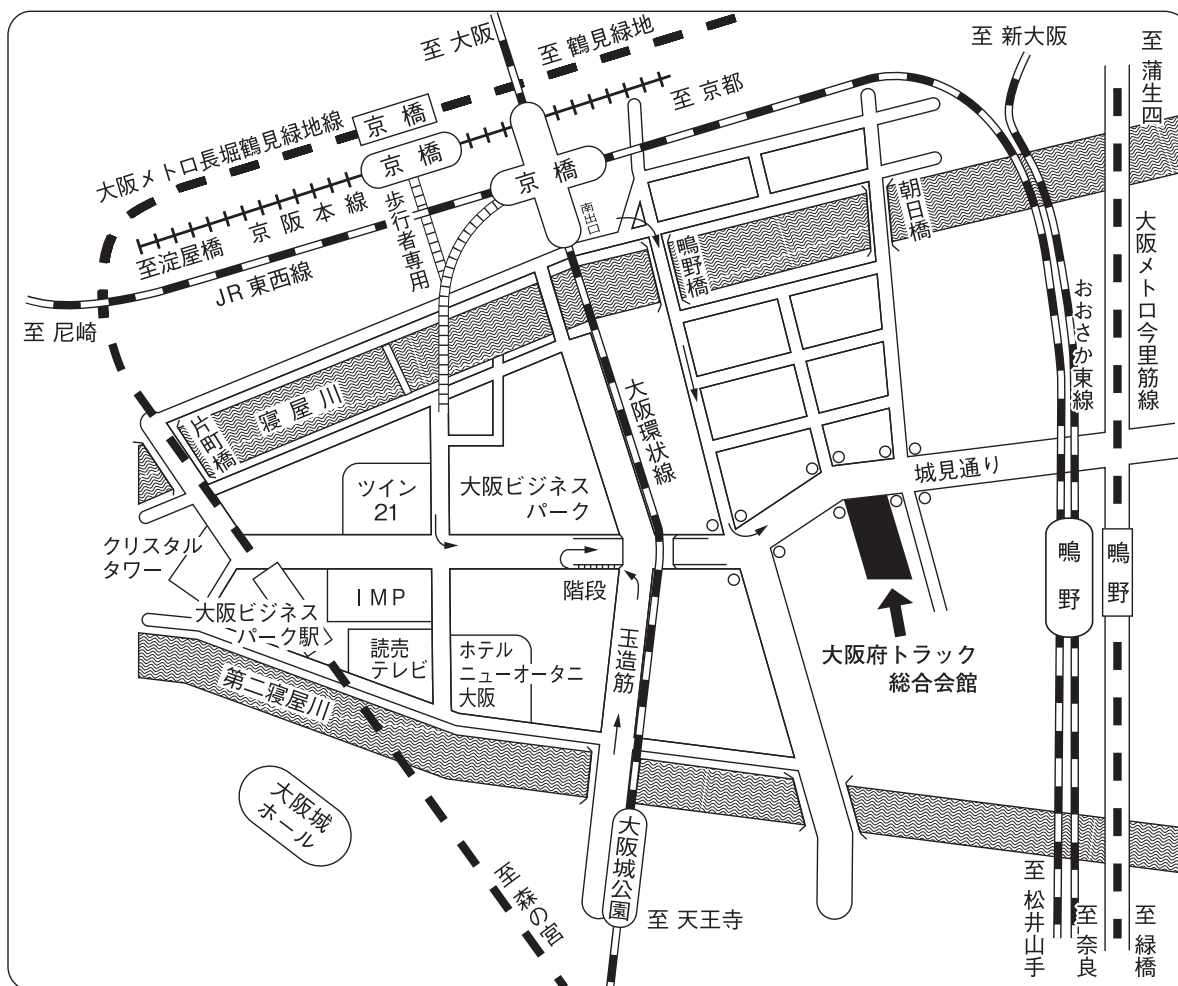
※は必ず記入してください。

基礎講習修了証明番号は運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。（尚、手帳番号
ではなく、指導講習の修了証明欄に記載されている基礎講習修了番号をご記入ください）

※非会員の方は、後日請求書並びに受講票をお送りいたしますので、請求書の送り先のご住所・宛名をご記入ください。

<ご住所・宛名> 郵便番号 - _____ _____

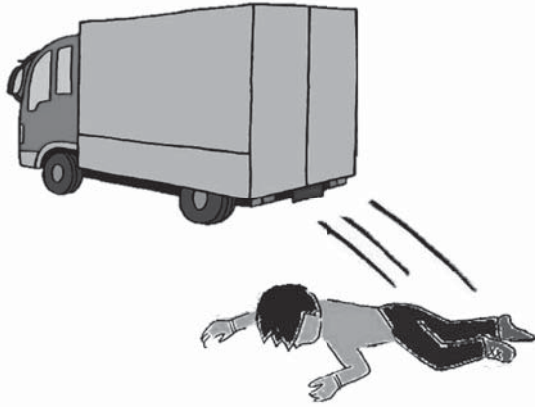
大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・「鳴野」徒歩約15分

ひき逃げは許さない!



交通事故は
誰にでも起こりうること!

負傷者を救護(119番)し、
110番通報してください!

慌てない

恐れない

逃げ出さない

もしも逃げれば...

● 過失運転致死傷罪

7年以下の懲役若しくは
禁固又は100万円以下の罰金

● 負傷者を救護せず逃走した場合 (救護義務違反)

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

後悔

An illustration of a person sitting on the ground, hunched over with their head buried in their hands, conveying a sense of regret or despair.

● 事故の報告を警察官にしなかった場合 (不申告)

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 民事賠償責任
- 運転免許取消し

経営者様・管理者様へ

【国土交通省認定】

「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内

本セミナーは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されている「事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用【リスク管理】」につき取組事例を交えてわかりやすく解説します。

☆ 日 時 : ①令和 5年 6月 6日(火曜日) 13:30~16:45
②令和 5年 6月 7日(水曜日) 13:30~16:45

☆ 場 所 : 大阪府トラック総合会館 6階会議室 [会場への車での来場は]
大阪市城東区鳴野西2丁目11-2 [ご遠慮ください]

☆ 実 施 者 : 公益財団法人関西交通経済研究センター (運輸安全マネジメント支援センター)

☆ 講 師 : 公益財団法人関西交通経済研究センター 主任研究員

☆ 区 分 : リスク管理 (基礎)

☆ 受 講 料 : 無料

☆ 募集人員 : ①、②の定員は各75名です。

☆ 受講済証 : 有り (遅刻・早退者は、受講済証の交付はできません。)

☆ 監査インセンティブ (※1)

地方運輸局は、経営管理部門 (※2) の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。(出典: 2014年1月24日付け、国土交通省大臣官房・自動車局通達)

この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけではなく、各事業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出していただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。

◎ この認定セミナーは、**2023年度安全性評価事業(Gマーク認定)の評価項目**である「Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性 外部の研修会へ派遣している」**の判定基準の対象**となります。

☆ 個人情報の取扱

国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員がセミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。なお、国への通知を希望されない場合は、申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れて下さい。

主催者：大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人大阪府トラック協会

【国土交通省認定セミナー】 「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」 参加申込書

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、一般社団法人大阪府トラック協会あて **FAX** でお申し込み下さい。
- ② 申し込み締め切りは、定員(各75名)に達した時点で締め切らせていただきます。
締め切りは、大阪府トラック協会ホームページでもご案内します。
- ③ 受講希望日は、6月6日(火)又は6月7日(水)のいずれかにチェックしてください。
- ④ 当日は、参加申し込み確認のため、受付にて**本「参加申込書」**をご提出下さい。

お申込み先のFAX番号

06-6965-1902

受講希望日:		<input type="checkbox"/> 6月6日(火)	・	<input type="checkbox"/> 6月7日(水)
(ふりがな) 貴社名		TEL ()	—	
		FAX ()	—	
営業所名		E-mail :		
ご住所	(〒 —)			
(ふりがな) お名前		お役職		
経営管理部門の要員に、 (<input type="checkbox"/> 該当する。 ・ <input type="checkbox"/> 該当しない。)				

※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。

※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門)を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全担当の管理者などが該当します。

【個人情報の取扱について】 参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。

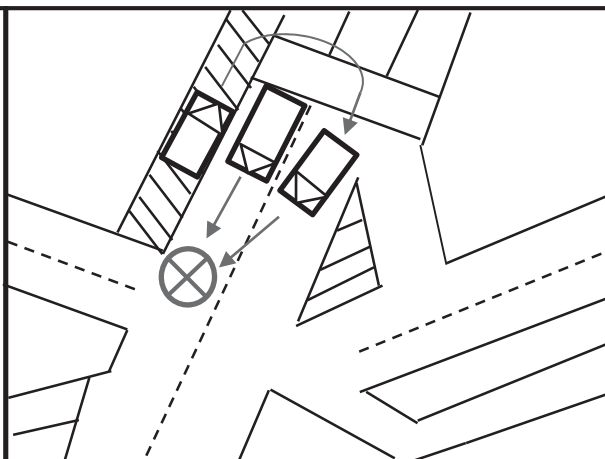
<p>【セミナーのお申込みに関する問い合わせ先】 一般社団法人 大阪府トラック協会適正化事業部 TEL : 06-6965-4024 《会場》大阪府トラック総合会館6階 住所:大阪市城東区鳴野西2丁目11-2</p>	<p>【セミナー内容に関する問い合わせ先】 公益財団法人 関西交通経済研究センター 運輸安全マネジメント支援センター TEL : 06-6543-6291</p>
--	---

交通死亡事故の発生

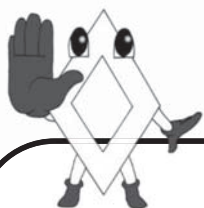
事業用 中型貨物車と大型貨物車が衝突！

令和5年3月23日(木)
午前4時ごろ(晴)
摂津市内発生

中型貨物車が転回した後、車線変更した際、走行中の大型貨物車と衝突し、中型貨物車の運転手が死亡。



(事故原因については捜査中)



運転者の皆さんへ

- 車線変更する時は
死角も目で見て確実に安全確認
- 慣れない道は、一呼吸置いて、無理はせず、
確実に安全を確認して通行しましょう



運行管理者の皆さんへ

運転者の方に対して、余裕を持った運転が出来るよう、運行管理を徹底してください！！

大阪府警察

《ヒューマンエラー防止による交差点事故防止セミナー》のご案内

開催日時	令和5年5月25日(木)、5月26日(金) 各回とも午後1時30分から午後4時
開催場所	東京海上日動 西日本研修センター17階 (大阪市中心区城見2-2-53)
内 容	死亡事故の多い交差点をテーマに、ヒューマンエラー防止の視点から人間工学アプローチを用いて事故防止を含めた対策・軽減策を考えていきます。 ○第1部：セミナー(2時間程度) ○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他(30分程度)
講 師	東京海上ディーアール株式会社 ご担当者
定 員	40名
申し込み締め切り その他	令和5年5月8日(月) ・本セミナーの受講で令和5年度のGマークの加算対象となります。 ・1事業所(営業所)の定員は1名となります。 ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。 ・受講の際はマスク着用にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。 また、発熱、咳、倦怠感など風邪の症状のある方の受講はお断りいたします。



申し込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/208/>)
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

FAX用

※ WEBでのお申し込みが困難な方はこちらを使用して下さい

(一社)大阪府トラック協会 業務部 行

《ヒューマンエラー防止による交差点事故防止セミナー》 受講申込書

希望日時	<input type="checkbox"/> 令和5年5月25日(木) 午後1時30分から午後4時 <input type="checkbox"/> 令和5年5月26日(金) 午後1時30分から午後4時
会社名	
営業所名	
住所	
受講者氏名	
連絡先	
所属支部	

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4033 / FAX:06-6965-4029

5月8日(月)までにお申し込みください。
FAX(06)6965-4029

【アクセス】 東京海上日動 西日本研修センター17階 (大阪府中央区城見2-2-53)



JR「京橋駅南出口」下車徒歩約5分 JR「京橋駅」下車徒歩約5分
大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分

《令和5年度 高速道路・夜間における事故防止セミナー》のご案内

- 開催日時 令和5年5月22日(月)、5月23日(火)
各回とも午後1時30分から午後4時
- 開催場所 損保ジャパン肥後橋ビル3階 31, 32 会議室 (大阪市江戸堀 1-11-4)
- 内 容 高速道路・夜間の事故の特徴を知り、高速道路・夜間における行動の特徴を見ていきます。そのうえで、どのように安全運転指導面の対策を取るかを考察し、高速道路・夜間における事故防止につなげていきます。
○第1部：セミナー (2時間程度)
○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他 (30分程度)
- 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 ご担当者
- 定 員 50名
- 申し込み締め切り 令和5年5月8日(月)
- その他
- ・本セミナーの受講で令和5年度のGマークの加算対象となります。
 - ・1事業所(営業所)の定員は1名となります。
 - ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
 - ・受講の際はマスク着用にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
また、発熱、咳、倦怠感など風邪の症状のある方の受講はお断りいたします。



申し込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/207/>)
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

FAX用

※ WEBでのお申し込みが困難な方はこちらを使用して下さい

(一社)大阪府トラック協会 業務部 行

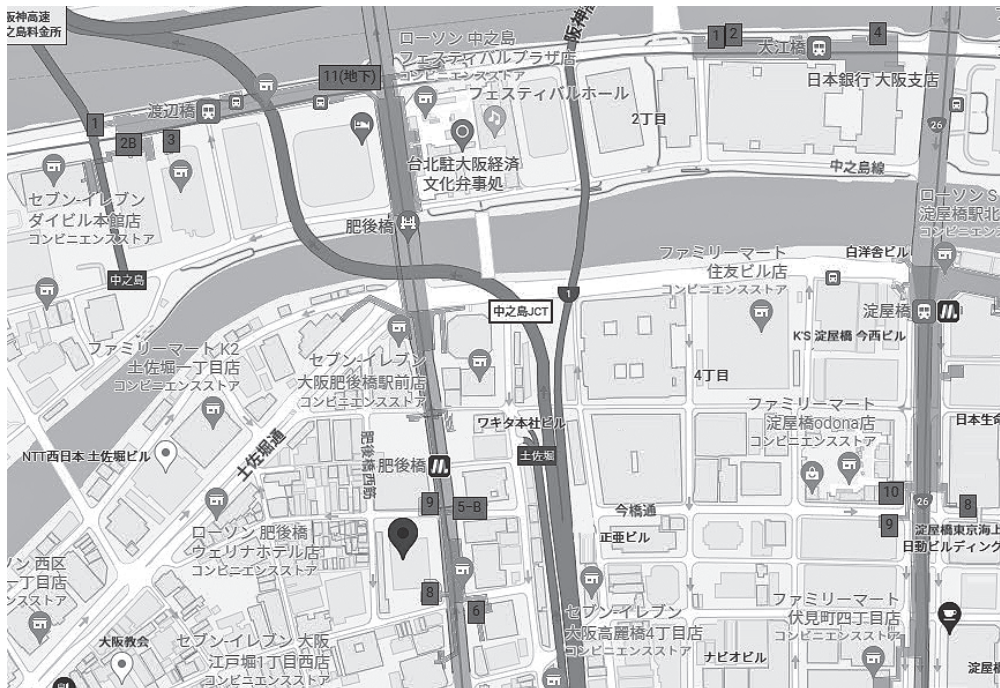
《令和5年度高速道路・夜間における事故防止セミナー》 受講申込書

希望日時	<input type="checkbox"/> 令和5年5月22日(月) 午後1時30分から午後4時 <input type="checkbox"/> 令和5年5月23日(火) 午後1時30分から午後4時
会社名	
営業所名	
住所	
受講者氏名	
連絡先	
所属支部	

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4033/ FAX:06-6965-4029

5月8日(月)までにお申し込みください。
FAX(06)6965-4029

【アクセス】 損保ジャパン肥後橋ビル3階 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4



1. 肥後橋 [7] (徒歩 2分)
2. 渡辺橋 [7] (徒歩 6分)
3. 淀屋橋 [12(市営地下鉄淀屋橋駅)] (徒歩 7分)

令和5年度「初任運転者特別講習」のご案内

開催日時	令和5年6月9日（金）10:00～17:00（途中休憩含む） [受付]9:30～（法定条件のため「時間厳守」となります。）	
開催場所	大阪府トラック総合会館 6階（大阪市城東区鳴野西 2-11-2）	
内 容	国土交通省告示第1366号で定める、初任運転者に対する特別な指導のうち、座学の教育内容9項目を6時間分の実施。 ※残り9時間の座学（積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導含む）及び20時間の添乗指導が本講習とは別に各社で必要となります。 対象：原則として、大阪府トラック協会及び兵庫県トラック協会に所属する初任運転者	
講 師	大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	担当者
	公益財団法人関西交通経済研究センター	担当者
	独立行政法人自動車事故対策機構 大阪主管支所	担当者
	独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所	担当者
定 員	50名	
申し込み締め切り	令和5年6月2日（金） ※ただし、定員に到達次第〆切りとさせていただきます	
その他	・受講料は無料です。 ・修了者には受講証明書（座学の教育内容9項目6時間分のみ）を交付いたします。 ・昼食のご用意はございませんので、各自でお取りいただくようお願いいたします。 ・本講習は国の認定機関である自動車事故対策機構（NASVA）、ヤマト・スタッフ・サプライ等で行っている初任診断ではございませんのでご注意ください。	

QRコード



申込み方法

HP（<https://www.truck.or.jp/publics/index/204/>）
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

FAX用

※ WEBでのお申し込みが困難な方はこちらを使用して下さい

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 行

令和5年度「初任運転者特別講習」
受講申込書

会社名	
営業所名	
郵便番号	〒
住 所	
受講者フリガナ	
受講者氏名	
連 絡 先	
所属トラック協会	大阪府トラック協会 ・ 兵庫県トラック協会 (加盟されているほうに○印を付けてください)
所属支部	

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会適正化事業部 TEL:06-6965-4024 / FAX:06-6965-1902

6月2日(金)までにお申し込みください。
FAX (06) 6965-1902

令和5年度 整備管理者選任『前』研修 開催のご案内

- 開催日時 令和5年6月8日（木） 13:30～16:30
※必ず『時間厳守』にてお願いいたします。
- 開催場所 大阪府トラック総合会館 6階（大阪市城東区鳴野西 2-11-2）
- 内 容 新たに整備管理者として選任を予定されている方を対象に、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める、地方運輸局が行う整備管理者選任前研修を実施いたします。
- なお、以下に該当する方はこの研修を受講する必要はございません。
①過去に整備管理者選任前研修を修了された方
②自動車整備士（1級～3級）の国家資格をお持ちの方
- 講 師 近畿運輸局 大阪運輸支局 検査・保安部門 担当官
- 定 員 90名（大阪府トラック協会会員限定となります）
※定員に達し次第〆切りとさせていただきます。
- 申し込み締め切り 令和5年6月1日（木）
- その他
- ・受講料は無料です。
 - ・受講後に修了書を交付いたします。
 - ・当日は、本人確認のための身分証明書（運転免許証等）を必ずご持参ください。

QRコード



申し込み方法

HP（<https://www.truck.or.jp/publics/index/201/>）
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

FAX用

※ WEBでのお申し込みが困難な方はこちらを使用して下さい

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 行

令和5年度 整備管理者選任前研修

受講申込書

会社名	
営業所名	
郵便番号	
住 所	
受講者フリガナ	
受講者氏名	
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
連 絡 先	
所属支部	

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 TEL:06-6965-4024 / FAX:06-6965-1902

6月1日(木)までにお申し込みください。
FAX (06) 6965-1902